

第121回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月24日（火曜日）
午前10時

会場 グランドニッコー東京 台場
地下1階「パレロワイヤル」

議案 <会社提案>
第1号議案 取締役12名選任の件
<株主提案>
第2号議案 定款一部変更の件

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

詳細は5頁および6頁をご覧ください。

議決権行使期限

**2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分まで**

目次

ごあいさつ	1
定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	25
連結計算書類等	52

野村ホールディングス株式会社

証券コード 8604

金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は、これまでの地政学的なリスクに加え、米国の大統領選挙等を通じて、世界秩序が大きく変化する過渡期にあり、現在もその変化の流れは継続しております。2024年中は、米国での新政権発足や金融政策の転換に対する期待が先行し、マーケットは堅調に推移いたしました。一方で、2025年に入って以降、特に、トランプ政権発足後、関税の発効や米中摩擦懸念が高まりました。その結果、各国政府の政策運営や企業の経営戦略の立案が一層難しくなっており、不透明な環境が続いております。

日本においては、物価や賃金の上昇など構造的な経済転換、日銀による金融政策の正常化と利上げの実施、日本企業の収益性を高める構造改革等を通じ、前向きな変化が着実に表れております。特に、新NISAをきっかけに、「貯蓄から資産形成への流れ」が本格的に進展しております。グローバルな政治、経済の変化の影響は、国内市場においても避けられないものの、日本のファンダメンタルズは全般的に良好であると認識しております。

このような環境の下、当社は「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」を掲げ、お客様一人ひとりにカスタマイズされたサービス、ソリューション提供を推進してまいりました。2024年5月には、2030年度に向けた経営ビジョン「Reaching for Sustainable Growth」を策定いたしました。具体的目標として、「ROE8~10%+の安定的な達成」および「税前利益5,000億円超の達成」を掲げ、確実に歩を進めております。

この戦略のもとで、安定収益の拡大やホールセール部門収益の多様化、コスト・コントロールなど、中長期的な取組みを着実に進めた結果、当期の収益合計（金融費用控除後）は、1兆8,925億円、税前利益は4,720億円、当期純利益は3,407億円と増収増益となりました。これまで取り組んできた戦略が奏功し、通期ROEは10.0%と目標とする水準を上回り、当期純利益は過去最高を更新いたしました。

配当につきましては、当社の配当方針に基づき、2025年3月末を基準日とする配当金を、100周年記念配当10円の特別配当とあわせて1株につき34円、中間配当を加えた年間の配当金としては1株につき57円とさせていただきます。

2025年12月、当社は創立100周年を迎えます。当初84人でスタートした会社は、現在では約30の国や地域に拠点をもち、90以上の国籍を持つ2万7千人以上の社員が活躍するプラットフォームへと成長いたしました。当社が社会から信頼を得て、存在感を示しながら成長を遂げられたのは、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーのご支援あつてのことであり、改めて感謝申し上げます。

私たちのパーパス、「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」に基づき、これからも皆様からの信頼とご期待にお応えべく、企業価値向上およびパーパスの実践に向けてグループ丸となって努力を続けてまいります。そして、新たな挑戦を続け、これまでの枠を超えて、グループを次のステージへ進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

2025年5月

野村ホールディングス株式会社

取締役 兼 代表執行役社長 グループCEO

奥田 健太郎



定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「定時株主総会招集ご通知」および「電子提供措置事項記載書面のうち法令および定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

[当社ウェブサイト]

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスの上、銘柄名（会社名）「野村ホールディングス」または証券コード「8604」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類 / PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

[東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、事前の議決権行使をお願いしております。株主総会参考書類をご検討いただき、5頁に記載の「議決権行使についてのご案内」および6頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照の上、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に賛否をご表示いただき、当社に到着するよう折り返しお送りくださるか、電磁的方法（インターネット等）を通じてご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

1 日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区台場二丁目6番1号 グランドニッコー東京 台場 地下1階「パレロワイヤル」 ※「パレロワイヤル」が満席となった場合、第二会場等をご案内いたしますので、ご了承ください。
3 株主総会の目的事項 報 告 事 項 決 議 事 項	1. 第121期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第121期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 ＜会社提案＞ 第1号議案 取締役12名選任の件 ＜株主提案＞ 第2号議案 定款一部変更の件
4 議決権行使に関する事項	(1) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効といたします。 (2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。 (3) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。 (4) 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とあわせてご提出ください。

以上

◎当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第25条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査委員会および会計監査人が監査をした対象のうちの一部であります。

- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を、2頁の当社および東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

〈事前の質問受付および事後の動画配信についてのご案内〉

本株主総会においては、当社ウェブサイトにて事前の質問受付および回答の掲載、ならびに事後の動画配信をいたします。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>



(1)事前の質問受付

上記の当社ウェブサイトにて事前の質問受付および回答の掲載をいたします。こちらは、株主の皆様専用のコンテンツとなっております。以下のIDとパスワードをご入力の上、株主様専用ページにアクセスください。

当社ウェブサイトを通じた事前の質問受付は、2025年5月30日（金曜日）から2025年6月20日（金曜日）までの間、実施いたします。

また、代表的なご質問への回答は、2025年6月26日（木曜日）から2025年7月31日（木曜日）までの間、掲載いたします。

(ID: パスワード:) (半角英数字)

(2)事後の動画配信

上記の当社ウェブサイトにて、株主総会当日に放映する事業報告の内容を、2025年6月26日（木曜日）から2025年12月1日（月曜日）までの間、配信いたします。

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に議案の賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

[illegible]

第1号議案については、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印 ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案	第1号議案	株主からの ご提案	第2号議案
	賛 否		賛 否

当社取締役会は株主提案に反対しております。
当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

会社提案	第1号議案	株主からの ご提案	第2号議案
	賛 否		賛 否

当社取締役会は株主提案に反対しております。
当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

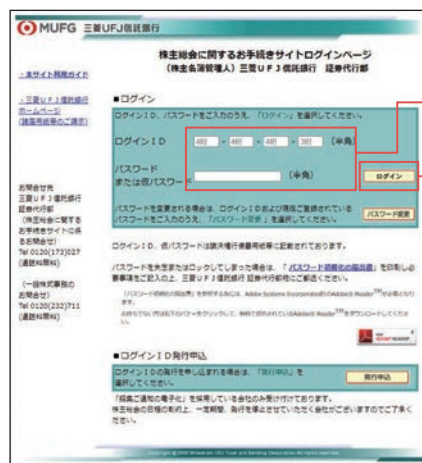
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

<会社提案>

第 1 号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役12名全員が任期満了になります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任の取締役候補者 1 名を含む取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

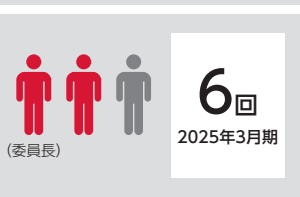
取締役候補者12名（女性3名）のうち、社外取締役候補者は8名であり、執行役を兼務する予定の取締役候補者は、奥田健太郎および中島豊の2名となります。

取締役候補者は次のとおりです。

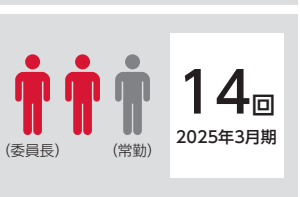
候補者 番号	氏 名	担 当	取締役会への出席状況 (2025年3月期)
1	永井 浩二 (ながい こうじ)	重 任 非業務執行取締役	取締役会長 指名委員（*） 報酬委員（*） 100%（11回/11回）
2	奥田 健太郎 (おくだ けんたろう)	重 任 執行役兼務	代表執行役社長 グループCEO 100%（11回/11回）
3	中島 豊 (なかじま ゆたか)	重 任 執行役兼務	代表執行役副社長 100%（11回/11回）
4	小川 祥司 (おがわ しょうじ)	重 任 非業務執行取締役	監査委員（常勤） リスク委員 100%（11回/11回）
5	Victor Chu (ビクター・チュー)	重 任 社外取締役・独立役員	監査委員 100%（11回/11回）
6	J. Christopher Giancarlo (クリストファー・ジャンカルロ)	重 任 社外取締役・独立役員	リスク委員 100%（11回/11回）
7	Patricia Mosser (パトリシア・モッサー)	重 任 社外取締役・独立役員	リスク委員 （委員長（予定）） 100%（11回/11回）
8	高原 豪久 (たかはら たかひさ)	重 任 社外取締役・独立役員	指名委員 報酬委員 100%（11回/11回）
9	石黒 美幸 (いしぐろ みゆき)	重 任 社外取締役・独立役員	指名委員（予定） 報酬委員（予定） リスク委員 100%（11回/11回）
10	石塚 雅博 (いしづか まさひろ)	重 任 社外取締役・独立役員	監査委員（委員長） 100%（11回/11回）
11	大島 卓 (おおしま たく)	重 任 社外取締役・独立役員	指名委員（委員長） 報酬委員（委員長） 100%（9回/9回） ※取締役就任後に開催された すべての取締役会に出席
12	Nellie Liang (ネリー・リャン)	新 任 社外取締役・独立役員	リスク委員（予定） （新任）

（*）本総会終結の時をもって、同氏は現任の指名委員および報酬委員を退任予定です。

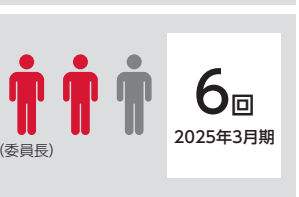
指名委員会



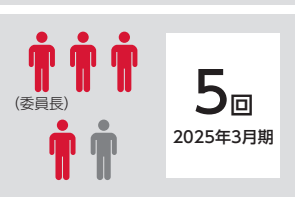
監査委員会



報酬委員会



リスク委員会



 : 社外取締役
 : 社内取締役
(非業務執行取締役)
(上図の人数・構成は2025年3月末時点)

経営	グローバル	金融業	会計財務	法制度・規制	内部統制 (リスク管理含む)	デジタル・IT・DX	サステナビリティ
●	●	●					●
●	●	●					●
●	●	●			●		
	●	●			●		
●	●	●		●	●		●
●	●	●		●	●	●	
	●	●		●	●	●	
●	●						●
				●	●		
			●		●		
●	●						●
	●	●		●	●		●

1 永井 浩二

ながい こうじ

重 任

非業務執行取締役

取締役会長

指名委員（＊） 報酬委員（＊）

生年月日：

1959年1月25日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

報酬委員会への出席状況：

6回／6回

指名委員会への出席状況：

6回／6回

所有する当社株式数：

普通株式 512,942株



略 歴

1981年 4 月 当社入社
2003年 4 月 野村證券(株)取締役
2003年 6 月 同社執行役
2007年 4 月 同社常務執行役
2008年10月 同社常務（執行役員）
2009年 4 月 同社執行役兼専務（執行役員）
2011年 4 月 同社Co-COO兼執行役副社長
2012年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2012年 8 月 当社代表執行役グループCEO（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2013年 6 月 当社取締役兼代表執行役グループCEO（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2017年 4 月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)取締役会長）
2020年 4 月 当社取締役会長（兼 野村證券(株)取締役会長）（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)取締役会長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社取締役兼代表執行役社長グループCEO、野村證券(株)取締役兼代表執行役社長等を歴任し、2020年4月より当社取締役会長を務めております。

野村グループの業務に精通した同氏が取締役会長として取締役会の議長を務めることにより、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営されることを期待し、取締役候補者としたしました。

同氏は、**執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役**であります。

（＊）本総会終結の時をもって、同氏は**現任の指名委員および報酬委員を退任予定**です。

2

奥田 健太郎

おくだ けんたろう

重 任

執行役兼務

代表執行役社長 グループCEO

生年月日：

1963年11月7日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

普通株式 439,490株



略 歴

1987年 4 月 当社入社
2010年 4 月 野村證券(株)執行役員
2012年 4 月 同社常務（執行役員）
2012年 8 月 当社常務（執行役員）（兼 野村證券(株)常務（執行役員））
2013年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)常務（執行役員））
2015年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)専務（執行役員））
2016年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)執行役兼専務（執行役員））
2017年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)専務（執行役員））
2018年 4 月 当社執行役グループCo-CEO（兼 野村證券(株)取締役兼執行役副社長）
2019年 4 月 当社執行役副社長グループCo-CEO
2020年 4 月 当社代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)代表取締役）
2020年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)代表取締役）
2021年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)代表取締役社長）（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社執行役副社長グループCo-CEO、野村證券(株)取締役兼執行役副社長等を歴任し、現在は当社取締役兼代表執行役社長グループCEOおよび野村證券(株)代表取締役社長を務めております。

当社の取締役会の大半は、社外取締役を含めた業務執行を行わない取締役にによって構成されております。執行のトップが取締役に兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者いたしました。

3 中島 豊

なかじま ゆたか

重 任

執行役兼務

代表執行役副社長

生年月日：

1965年 8月 2日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

普通株式 672,392株



略 歴

1988年 4 月 当社入社
2011年 4 月 野村證券(株)執行役員
2015年 5 月 当社執行役員
2016年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)常務（執行役員））
2017年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)執行役兼常務（執行役員））
2018年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)執行役兼専務（執行役員））
2019年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)取締役兼専務（執行役員））
2021年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)代表取締役副社長）
2023年 4 月 当社代表執行役副社長（兼 野村證券(株)代表取締役副社長）
2023年 6 月 当社取締役兼代表執行役副社長（兼 野村證券(株)代表取締役副社長）（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)代表取締役副社長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社執行役員 グローバル・マーケットズ ヘッド、野村證券(株)代表取締役副社長等を歴任し、現在は当社取締役兼代表執行役副社長を務めております。

当社の取締役会の大半は、社外取締役を含めた業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者いたしました。

4

小川 祥司

おがわ しょうじ

重 任

非業務執行取締役



監査委員（常勤） リスク委員

生年月日：

1964年8月9日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

リスク委員会への出席状況：

5回／5回

監査委員会への出席状況：

14回／14回

所有する当社株式数：

普通株式 54,740株

略 歴

1987年 4 月 当社入社
2007年 4 月 野村證券(株)IB企画部長
2008年10月 同社キャピタル・マーケット部長兼キャピタル・ソリューション部長
2009年 7 月 同社キャピタル・マーケット部長
2012年 4 月 同社IB企画部長
2013年 7 月 当社グループ監査業務室長（兼 野村證券(株)監査業務室長）
2016年 8 月 当社取締役会室長（兼 野村證券(株)取締役会室長）
2017年 4 月 当社執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当
（兼 野村證券(株)執行役員 インターナル・オーディット担当）
2021年 4 月 当社顧問
2021年 6 月 当社取締役（現任）

重要な兼職状況

Nomura Holding America Inc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター
Instinet Incorporated ノン・エグゼクティブ・ディレクター

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社グループ監査業務室長、取締役会室長、執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当等を歴任し、野村グループのガバナンス、内部統制および内部監査分野における豊富な経験と知見を有しております。
同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き常勤の監査委員およびリスク委員を務める予定です。監査委員に野村グループの業務に精通した同氏を加えることで、監査委員会による監査の実効性が高まることを期待し、取締役候補者としたしました。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

【社外取締役候補者（候補者番号5～12）】

社外取締役候補者8名は、全員が当社の定める独立性基準を満たしております。

また、当社は、社外取締役候補者の全員を独立役員（㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）に指定しております。

（ご参考）野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」

当社の社外取締役は、野村グループ（*1）に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

（1）本人が、現在または過去3年間において、原則として以下に掲げる者に該当しないこと。

①当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

A) 当社の業務執行者（*2）が役員に就任している会社の業務執行者

B) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者

C) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

②野村グループの主要な借入先（*3）である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な借入先とする者もしくはその業務執行者

③野村グループの主要な取引先（*4）である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な取引先とする者もしくはその業務執行者（パートナー等を含む）

④野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）を超える報酬を受領している者

⑤一定額を超える寄付金（*5）を当社より受領している団体の業務執行者

（2）本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。

①野村グループの業務執行者

②上記（1）①～⑤に掲げる者（*6）

（注）

*1 野村グループとは、当社および当社の事業報告に重要な子会社として記載されているものをいう。

*2 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

*3 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入（代替性や返済可能性等の観点から重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。

*4 主要な取引先とは、最終事業年度における年間連結売上上の2%を超える金額の取引（一般的な条件で行われるもの等、重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。

*5 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

*6 （1）① C)に掲げる事項は、本人が監査委員ではなく、かつ、当社の会計監査人において当該関係が会計監査人としての独立性に影響がないと判断している場合には適用しない。

以上

5 Victor Chu

ビクター・チュー

重 任

社外取締役・独立役員

監査委員

生年月日：
1957年6月20日生

取締役会への出席状況：
11回／11回

所有する当社株式数：
普通株式 0株

在任年数：
4年

監査委員会への出席状況：
12回／14回



略 歴

1982年12月 The Supreme Court, Hong Kong ソリシター
1988年 1 月 First Eastern Investment Group（第一東方投資集団） チェアマン兼CEO（現任）
1988年10月 Hong Kong Stock Exchange ディレクター兼カウンスルメンバー
1992年 6 月 Hong Kong Securities and Futures Commission アドバイザリー・コミッティ・メンバー
2003年 8 月 World Economic Forum ファンデーション・ボード・メンバー
2018年 4 月 Airbus SE インディペンデント・ディレクター（現任）
2021年 6 月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

First Eastern Investment Group（第一東方投資集団） チェアマン兼CEO
University College London チェア・オブ・カウンスル
International Business Council of the World Economic Forum 共同議長
Airbus SE インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、国際的な投資会社であるファースト・イースタン・インベストメント・グループ（第一東方投資集団）を創業し、長年にわたりチェアマン兼CEOを務められているほか、香港証券取引所や香港証券先物委員会にて要職を歴任されております。同氏は、企業経営および金融業についての豊富な経験ならびに法律、規制およびコーポレート・ガバナンスに関する高い専門性を有し、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員を務める予定です。

6

J. Christopher Giancarlo

重 任

社外取締役・独立役員

クリストファー・ジャンカルロ



リスク委員

生年月日：

1959年5月12日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

普通株式 0株

在任年数：

4年

リスク委員会への出席状況：

5回／5回

略 歴

1984年 9 月 Mudge Rose Guthrie Alexander & Ferdon アソシエイト・アトニー
1985年10月 Curtis, Mallet-Prevost, Colt & Mosle アソシエイト・アトニー
1992年 1 月 Giancarlo & Gleiberman アトニー兼ファウンディング・パートナー
1997年 9 月 Thelen Reid Brown Raysman & Steiner アトニー兼（エクイティ）パートナー
2000年 4 月 Fenics Software ヴァイス・プレジデント兼リーガル・カウンセル
2001年 4 月 GFI Group Inc. エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
2014年 6 月 U.S. Commodity Futures Trading Commission (CFTC) コミッショナー
2017年 1 月 同 チェアマン
2019年10月 American Financial Exchange インディペンデント・ディレクター
2020年 1 月 Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセル（現任）
2021年 6 月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセル
Digital Dollar Project チェア・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクター
Digital Asset Holdings, LLC インディペンデント・ディレクター
Paxos Trust Company LLC インディペンデント・ディレクター
Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター
Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、米国の証券仲介会社であるGFIグループのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントや米国商品先物取引委員会（CFTC）の委員長を歴任される等、金融関連の法制度・規制およびブロックチェーン等の先進技術に精通しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続きリスク委員を務める予定です。

7 Patricia Mosser

パトリシア・モッサー

重 任

社外取締役・独立役員

リスク委員（委員長（予定））

生年月日：	取締役会への出席状況：	所有する当社株式数：
1956年2月14日生	11回／11回	(100 ADR (＊))
在任年数：	リスク委員会への出席状況：	
4年	5回／5回	



略 歴

1986年 7 月	Columbia University, Economics Department アシスタント・プロフェッサー
1991年 1 月	Federal Reserve Bank of New York (FRBNY) エコノミスト兼ヴァイス・プレジデント
2006年11月	同 シニア・ヴァイス・プレジデント、FX Forum, Executive Meeting of East Asia and Pacific (EMEAP) Central Banks, Bank for International Settlements メンバー
2007年 1 月	American Economic Association's Committee on the Status of Women in the Economics Profession ボード・メンバー
2007年 6 月	Markets Committee, Bank for International Settlements メンバー
2009年 1 月	Federal Open Market Committee (FOMC) アクティング・システミック・オープン・マーケット・アカウント・マネージャー
2013年10月	Office of Financial Research (OFR), U.S. Treasury Department デピュティ・ディレクター
2013年10月	Deputies Committee of the Financial Stability Oversight Council (FSOC) メンバー
2015年 6 月	Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA) シニア・リサーチ・スカラー、 Central Banking and Financial Policy ディレクター（現任）
2021年 6 月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA)

- ・シニア・リサーチ・スカラー
- ・Central Banking and Financial Policy ディレクター

Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、コロンビア大学国際公共政策大学院（SIPA）のシニア・リサーチ・スカラー、Central Banking and Financial Policy ディレクター等を現任されているほか、米国財務省金融調査局（OFR）米国債部門のデピュティ・ディレクターやニューヨーク連邦準備銀行（FRBNY）のシニア・ヴァイス・プレジデントを歴任される等、長年のエコノミストおよびセントラル・バンカーとしての経験を有し、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続きリスク委員を務め、また、本年より委員長に就任する予定で

（＊）米国預託証券

8

高原 豪久

たかはら たかひさ

重 任

社外取締役・独立役員

指名委員 報酬委員

生年月日：

1961年7月12日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

報酬委員会への出席状況：

6回／6回

在任年数：

4年

指名委員会への出席状況：

6回／6回

所有する当社株式数：

普通株式 881株



略 歴

1986年 4 月 (株)三和銀行（現、(株)三菱UFJ銀行）入行
1991年 4 月 ユニ・チャーム(株)入社
1995年 6 月 同社取締役
1996年 4 月 同社取締役 購買本部長兼国際本部副本部長
1997年 6 月 同社常務取締役
1998年 4 月 同社常務取締役 サニタリー事業本部長
2000年10月 同社常務取締役 経営戦略担当
2001年 6 月 同社代表取締役社長
2004年 6 月 同社代表取締役社長執行役員（現任）
2021年 6 月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員
住友商事(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員を現任される等、企業経営についての豊富な経験を有しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。

9

石黒 美幸

いしぐろ みゆき

重 任

社外取締役・独立役員

指名委員（予定） 報酬委員（予定） リスク委員

生年月日：

1964年10月26日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

普通株式 0株

在任年数：

2年

リスク委員会への出席状況：

5回／5回



略 歴

1991年 4月 弁護士登録、常松築瀬関根法律事務所（現、長島・大野・常松法律事務所）入所
1999年 1月 同法律事務所パートナー
2000年 1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー（現任）
2004年10月 Columbia Law School 客員教授
2015年 5月 Inter-Pacific Bar Association (IPBA) 事務総長
2016年 2月 総務省電波監理審議会 委員
2016年 4月 一橋大学経営協議会 委員
2018年 4月 東京弁護士会 副会長
2023年 6月 当社社外取締役（現任）
2024年 4月 IPBA 会長

重要な兼職状況

長島・大野・常松法律事務所パートナー
レーザーテック㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、長島・大野・常松法律事務所パートナーを現任され、国際的な法曹団体である環太平洋法曹協会（IPBA）会長等を歴任される等、長年の弁護士としての経験からファイナンスやキャピタルマーケット等に関する法制度・規制に精通しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続きリスク委員を務め、また、本年より指名委員および報酬委員を務める予定です。

独立性に関する補足事項

同氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナーを務めておりますが、同法律事務所と当社との間における2024年度の取引額は、同法律事務所の売上高の1%未満であります。また、同氏および同法律事務所と当社との間に顧問契約の締結はありません。

10 石塚 雅博

いしづか まさひろ

重 任

社外取締役・独立役員

監査委員（委員長）

生年月日：

1960年4月21日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

普通株式 6,600株

在任年数：

2年

監査委員会への出席状況：

14回／14回



略 歴

1984年10月 デロイト・ハスキングズ・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（＊1）入所
1988年4月 公認会計士登録
1997年6月 監査法人トーマツ（＊1）パートナー
1998年1月 Deloitte & Touche LLP ニューヨーク事務所 駐在
2004年10月 監査法人トーマツ（＊1）業務管理本部 監査テクノロジー部長
2010年8月 日本公認会計士協会 監査基準委員会副委員長
2010年10月 有限責任監査法人トーマツ品質管理本部 マニュアル室長
2015年11月 デロイト トーマツ合同会社 ボードメンバー
2017年6月 デロイト トーマツ合同会社/有限責任監査法人トーマツ
執行役レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部 本部長
2022年6月 デロイト トーマツ グループ エシックス・オフィサー
2023年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)取締役（＊2）

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、デロイト トーマツ合同会社/有限責任監査法人トーマツ執行役レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部本部長や日本公認会計士協会 監査基準委員会副委員長等を歴任されております。また、同氏は、長年の公認会計士としての経験から国際的な会計制度に精通し、米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有し、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員（委員長）を務める予定です。

独立性に関する補足事項

同氏は、2023年5月末まで、有限責任監査法人トーマツのパートナーを務めておりましたが、同監査法人を含むデロイト トーマツグループと当社との間における2024年度の取引額は、同グループの売上高の1％未満であります。

（＊1）いずれも、現、有限責任監査法人トーマツ

（＊2）同氏は野村證券(株)において非業務執行取締役であり、同社の監査等委員（委員長）を務めています。同氏は当社の社外取締役であるため、会社法第2条第15号ハに基づき、同社の社外取締役ではなく取締役としています。

11 大島 卓

おおしま たく

重 任

社外取締役・独立役員

指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）

生年月日：

1956年7月14日生

取締役会への出席状況：

9回／9回(就任後の開催回数)

報酬委員会への出席状況：

5回／5回(就任後の開催回数)

在任年数：

1年

指名委員会への出席状況：

5回／5回(就任後の開催回数)

所有する当社株式数：

普通株式 0株



略 歴

1980年 3 月 日本碍子(株)入社
2007年 6 月 同社執行役員
2011年 6 月 同社常務執行役員
2014年 6 月 同社代表取締役社長
2021年 4 月 同社代表取締役会長（現任）
2024年 6 月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

日本碍子(株)代表取締役会長（＊）
東海旅客鉄道(株)社外取締役
東邦瓦斯(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、日本碍子(株)代表取締役社長等を歴任される等、企業経営についての豊富な経験を有しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員（委員長）および報酬委員（委員長）を務める予定です。

（＊）同氏は、日本碍子(株)代表取締役会長として会社法上業務執行権限を有しますが、同社ホームページ（企業情報＞コーポレートガバナンス＞各機関の状況）によれば、「取締役会議長は非業務執行の取締役です」とされております。また、同氏は同社の経営会議（社長の決定を助けるため、必要な事項を審議する機関）の構成員ではありません。

12 Nellie Liang

ネリー・リャン

新 任

社外取締役・独立役員

リスク委員（予定）

生年月日：

1957年10月23日生

所有する当社株式数：

普通株式 0株



略 歴

2006年 1月 U.S. Federal Reserve Board (FRB), Division of Research and Statistics アソシエイト・ディレクター
2010年11月 同 Division of Financial Stability ディレクター
2016年 5月 U.S. Congressional Budget Office, Panel of Economic Advisors メンバー
2017年 3月 Brookings Institution, Economic Studies シニア・フェロー
2017年 4月 International Monetary Fund (IMF), Monetary and Capital Markets Department 客員研究員
2018年 8月 Yale University School of Management 講師
2021年 7月 U.S. Department of the Treasury, Domestic Finance アンダー・セクレタリー
2023年 3月 Financial Stability Board (FSB), Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities (SCAV) 議長
2025年 3月 Brookings Institution, Economic Studies シニア・フェロー（現任）

重要な兼職状況

Brookings Institution, Economic Studies シニア・フェロー

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、米国財務省の国内金融担当次官、米国連邦準備制度理事会（FRB）金融安定性部門のディレクターおよび国際通貨基金（IMF）の金融資本市場局の客員研究員を歴任される等、金融関連の規制についての知見および長年のエコノミストとしての経験を有しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の新任が承認された場合、本総会終了後、同氏はリスク委員を務める予定です。

- 注1：当社は、指名・監査・報酬の3委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制（指名委員会等設置会社）を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役（非業務執行取締役）はこれを行わず、主に監督機能を担っております。
- 注2：12名の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 注3：当社は、取締役候補者 小川祥司、Victor Chu、J. Christopher Giancarlo、Patricia Mosser、高原豪久、石黒美幸、石塚雅博および大島卓の各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額になります。本総会において各氏の重任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者 Nellie Liang氏が取締役に選任された場合、当社は同氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。
- 注4：当社は、重任の取締役候補者11名を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。ただし、役員等個人の故意かつ詐欺的または不誠実な行為に起因するもの等一定の免責事由があります。また、新任の取締役候補者1名の選任が承認された場合、当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 当該保険契約は、任期中に更新することを予定しております。
- 注5：当社子会社の野村證券㈱は、2021年3月の国債先物取引において法令違反に該当する事実が認められたとして、2024年10月に金融庁より課徴金納付命令を受けました（以下「事案1」）。また、同年10月、野村證券㈱の元社員が広島県警察により逮捕され、同年11月に広島地方検察庁により起訴されました（以下「事案2」）。両事案を受け、取締役候補者は、それぞれ以下の対応を行っております。
- 永井浩二氏は、これまで長年にわたり野村グループの業務に携わってきた経験を存分に発揮し、取締役会の議長（非業務執行）として、両事案に係る効果的かつ効率的な監督を主導しております。
- 奥田健太郎および中島豊の両氏は、執行役を兼務する取締役として、事案1については法令遵守体制および内部管理体制のより一層の強化・充実等に向けた再発防止策の策定・実行、事案2についてはお客様に安心して野村證券㈱のサービスをご利用いただくべく、業務改革推進委員会の設置等、厳格かつ実効性を高めた対応策の策定・実行をそれぞれリードしております。
- 石塚雅博（社外）、Victor Chu（社外）および小川祥司の各氏は監査委員として、監査委員会にて両事案に係る報告を受けるとともに、関係者に対するヒアリングの実施、野村證券㈱の監査等委員会との連携等を通じ、再発防止策および対応策の進捗状況に対する確認を行いました。また、監査委員会として取締役会に対し、内部管理体制の高度化を含め、再発防止のための取組みを強化するよう提言しております。
- J. Christopher Giancarlo、Patricia Mosser、高原豪久、石黒美幸および大島卓の各氏は、社外取締役として、これまでの多様な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、事案1については真因分析の必要性、自己規律の重要性およびモニタリング態勢の強化等について、事案2についてはトップマネジメントによる再発防止に向けた継続的なコミットメントの重要性、社会規範等を踏まえた社内ルールの見直しおよび顧客本位の業務運営の再徹底等についてそれぞれ指摘するなど、その職責を十分に果たしております。

<株主提案>

第2号議案は、株主からの提案によるものです。

第2号議案 定款一部変更の件

【提案の内容】 定款の一部変更の件

(商号)

第1条

当社は、野村ホールディングス株式会社と称し、英文ではNomura Holdings, Inc.と表示する。

(変更後)

第1条

当社は、株式会社野村証券グループ本社と称し、英文では Nomura Securities Group Inc.と表示する。

【提案の理由】

昨今の度重なる社会的不祥事の頻発に鑑み、今一度創業者野村徳七翁の「証券報国」の創業の精神に立ち返り、以って社会的信頼の回復と証券・金融市場を通じての社会・経済の発展に寄与し、野村ブランドの向上を計る為、社名に「証券」を入れ企業理念を明確にする。

今回の当提案により、創業100年の節目に当たり、会社の経営の方向性がより明確になり、グループ役職員全体が、資本市場の拡大・育成に責任を持ち、総合証券事業を中核とするグループ会社として、より社会的責任を意識し、以ってコーポレートガバナンスの強化が図れるものと考えている。

○ 取締役会の意見：取締役会は、本株主提案に反対いたします。

当社の商号「野村ホールディングス株式会社」（英文表示：「Nomura Holdings, Inc.」）は、野村グループが持株会社体制に移行した2001年に定められました。現在、野村グループは、ウェルス・マネジメント、インベストメント・マネジメント、ホールセールおよびバンキングの4つのビジネス部門をもち、証券業にとどまらない金融ビジネスをグローバルに展開しておりますところ、当社は、そのようにグローバルに拠点をもつ金融サービス・グループの持株会社として「野村ホールディングス株式会社」（英文表示：「Nomura Holdings, Inc.」）の商号のもとで広く認知されております。

コーポレート・ガバナンスについては、当社としても「社会からの信頼および株主、お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高める」という経営目標を達成する上で、その強化が最重要課題の一つと認識し、経営監督の実効性と経営の透明性を確保しつつ、持続的な成長と機動的なグループ経営を追求した体制の強化・充実に継続的に取り組んでおります。

また、野村グループでは、創立100周年の節目を迎えるにあたり、創業の理念や野村グループのこれまでの歴史も踏ま

え、これからの100年を見据えて、2024年に「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」という野村グループのパーパスを策定いたしました。当社といたしましては、パーパスを軸に、社員エンゲージメントのさらなる向上に取り組むとともに、経営の方向性を示し、それを実現するための体制を構築していくことで、野村グループの社会的存在意義を意識し、コーポレート・ガバナンスの一層の高度化を図ってまいりたいと考えております。

一方で、これらの実現にあたり、当社の商号の変更が寄与するところは必ずしも明らかではなく、上記のパーパスおよび取組みとあわせ、すでに広く認知されている当社の商号を継続して用いることが、当社および野村グループのブランド価値のさらなる向上、ひいては、株主価値向上につながるものと考えております。

以上から、本株主提案に反対いたします。

以上

第121期 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I 野村グループの現況に関する事項

1. 経営の基本方針と業務運営体制

(1) 経営の基本方針

① 経営の基本方針

当社は、取締役会で策定する経営の基本方針の中で以下のとおり定めております。

【経営目標】

野村グループは、社会からの信頼および株主・顧客をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標とする。

『グローバル金融サービス・グループ』として国内外の顧客に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献していく。

企業価値の向上にあたっては、経営指標として自己資本利益率（ROE）を用い、ビジネスの持続的な変革を図るものとする。

【グループ経営の基本観】

- (1)新たな事業領域におけるビジネスの拡大をいち早く実現することにより、自ら新しい成長モデルを構築する。また、的確なコスト・コントロールおよびリスク・マネジメントにより、市場環境に左右されにくい収益構造を実現する。
- (2)顧客やマーケットの声に真摯に耳を傾け、ビジネスの可能性を広く捉えながら、金融・資本市場を通じた付加価値の高い問題解決策を顧客に提供し、あらゆる投資に関して最高のサービスを提供する会社を目指す。
- (3)法令・諸規則の遵守と適正な企業行動を重視し、日々の業務執行においてコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理を実践する。野村グループ各社は、顧客の利益を尊重し、業務に関する諸規制を遵守する。
- (4)経営に対する実効性の高い監督機能の確保および経営の透明性の向上に努める。
- (5)事業活動を通じて証券市場の拡大に貢献するとともに、企業市民として、経済・証券に関する教育機会の提供を中心とした社会貢献活動に積極的に取り組む。

② パーパス

2024年4月、野村グループは、2025年12月に創立100周年を迎えるにあたり、創業の精神や企業理念を受け継ぎつつ、次の100年につながるグループ経営の基礎となる野村グループのパーパスを策定しました。

パーパス

金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する

野村グループは創立以来、金融資本市場の発展に寄与すべく、挑戦を続けてきました。急激に変化し複雑化する環境において、今後も野村グループの持つ知識やノウハウといった付加価値を提供し、金融資本市場を通じた多様な豊かさを実現し

ていくために、さらなる取組みを進めていきます。「世界と共に挑戦し」には、さまざまなステークホルダーのより良い未来に向けた想いを実現するために、皆様と一緒に歩んでいくこと、野村グループにおいてはグループ全体で理想の姿を追求し、挑戦を続けていくことへの決意を込めました。「実現する」という言葉は、「豊かな社会の実現」に向けた野村グループのより強いコミットメントを示しています。

③ 経営ビジョン

2024年5月、野村グループは、パーパスに沿った経営戦略を推進することを目的として、2030年度に向けた新経営ビジョン「Reaching for Sustainable Growth」を定めました。

野村グループは、幅広い金融サービスの提供を通じ、リスクマネーを循環させ、金融資本市場の発展、お客様への最適なソリューションの提供に取り組んでまいります。

(2) 業務運営体制

野村グループでは、3つの部門（ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門およびホールセール部門）が横断的に連携し、業務運営を行っております。各部門に適切な範囲で権限を委譲し、それぞれの分野での専門性の向上を図ると同時に、部門間のグローバルな連携を強化し、競争力のある業務運営体制を構築しております（注）。

（注）2025年4月1日付けでバンキング部門を新設し、4部門構成といたしました。

2. 事業の経過およびその成果

(1) 業績総括

当期においては、世界的なインフレの鎮静化が続く一方、景況感については地域ごとのバラつきが見られ、市場の変動要因となりました。米国においては、夏場に景気失速への一時的な警戒感が高まり、世界的な株価急落を引き起こしました。2024年11月の米大統領選挙では共和党のトランプ氏が勝利し、当初は将来の減税政策や規制緩和を先取りする形で株高要因とみなされた一方、2025年1月の大統領就任以降は関税率の引き上げについての発言および実際の発動が株安を誘発する局面が断続的に発生しました。中国では、不動産市場の停滞が続いているなかで、財政出動による景気テコ入れ策への期待感から、秋口以降は株価が底堅く推移しました。欧州では相対的な株価の弱さが続いていましたが、年明け以降、ウクライナ戦争の終結に向けた期待感によって株価上昇が目立ちました。

この間、金融政策については、米FRB（連邦準備制度理事会）が2024年9月から利下げ局面に入りました。ただし、米国景気の堅調さを背景に、先行きの追加利下げ余地については限定的との見方が広まり、長期金利はむしろ秋口から年明けにかけて上昇しました。ECB（欧州中央銀行）は、2024年6月から利下げ局面に入っています。

日本では、インフレ率が夏場にかけては低下したものの、その後は粘着性を増しました。春闘賃上げ率は、2024年に5.3%に達しましたが、2025年も5%超という強い基調になることが見込まれています。日本銀行は、賃金・物価の好循環が強まっているとの認識のもと、政策金利を2024年7月に0.25%へ、2025年1月に0.50%へと引き上げました。ドル円レートは主に日米の市場金利の格差を反映しながら変動しましたが、おおむね横ばい圏内での推移となりました。株価は、企業の利益率の改善を背景に、2024年度中は長期的な上昇局面を維持しました。

連結経営成績

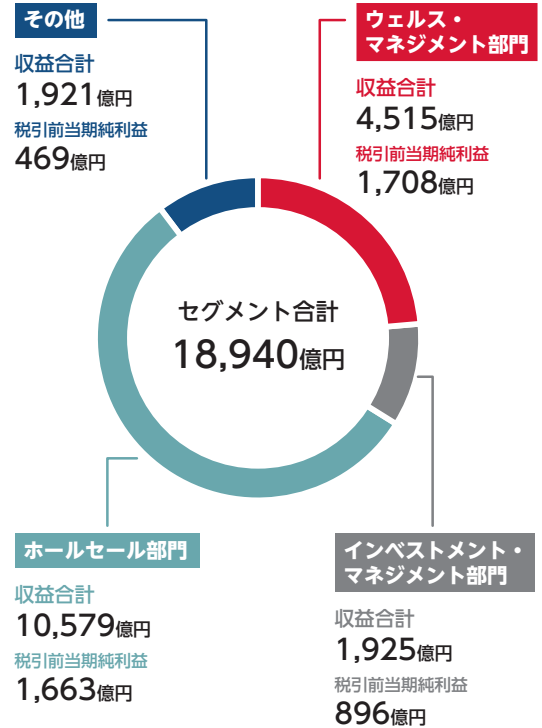
	第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第121期 (2024.4.1～ 2025.3.31)	対前期 比較 増減率
収益合計 (金融費用控除後)	13,356億円	15,620億円	18,925億円	21.2%
金融費用以外の 費用計	11,861億円	12,882億円	14,205億円	10.3%
税引前当期純利益	1,495億円	2,739億円	4,720億円	72.3%
法人所得税等	578億円	966億円	1,247億円	29.1%
当期純利益	917億円	1,772億円	3,473億円	95.9%
差引：非支配持分に 帰属する当期純利益 (△損失)	△11億円	114億円	65億円	△42.6%
当社株主に帰属する 当期純利益	928億円	1,659億円	3,407億円	105.4%
株主資本当社株主に 帰属する 当期純利益率 (ROE)	3.1%	5.1%	10.0%	—

(注) 当社は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき連結計算書類を作成しており、同会計原則に基づき記載しております。

このような状況の中、当期の収益合計（金融費用控除後）は、前期と比較して21.2%増の1兆8,925億円、金融費用以外の費用計は同10.3%増の1兆4,205億円となりました。税引前当期純利益は4,720億円、当社株主に帰属する当期純利益は3,407億円となりました。株主資本当社株主に帰属する当期純利益率（ROE）は10.0%となり、当期のEPS（注）は前期の52.69円から111.03円となっております。2025年3月31日を基準日とする普通配当は、1株当たり24円といたしました。また、当社は2025年12月25日に創立100周年を迎えることを記念して、2025年3月31日を基準日とする記念配当を1株当たり10円とし、年間での配当は1株につき57円といたしました。

(注) 希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算に使用した当社株主に帰属する当期純利益および加重平均株式数に対して、譲渡制限株式ユニット、ストック・オプション等の希薄化効果を有する潜在的普通株式による影響を調整して計算します。

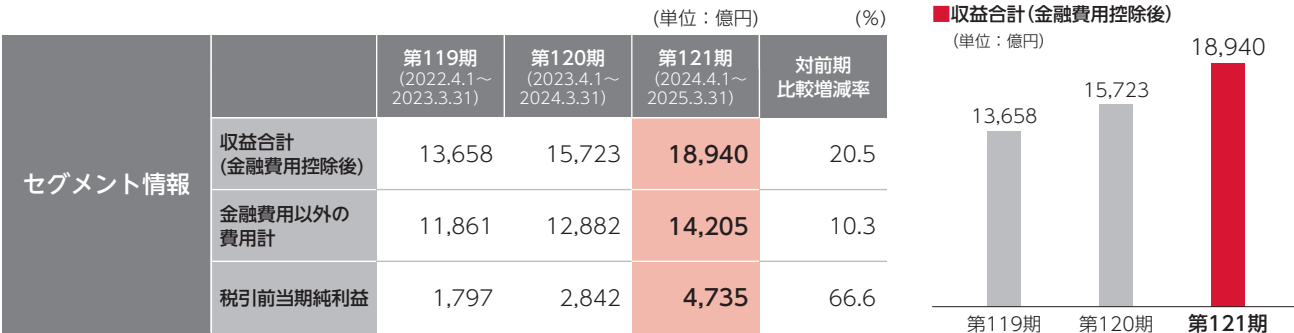
第121期 収益構成



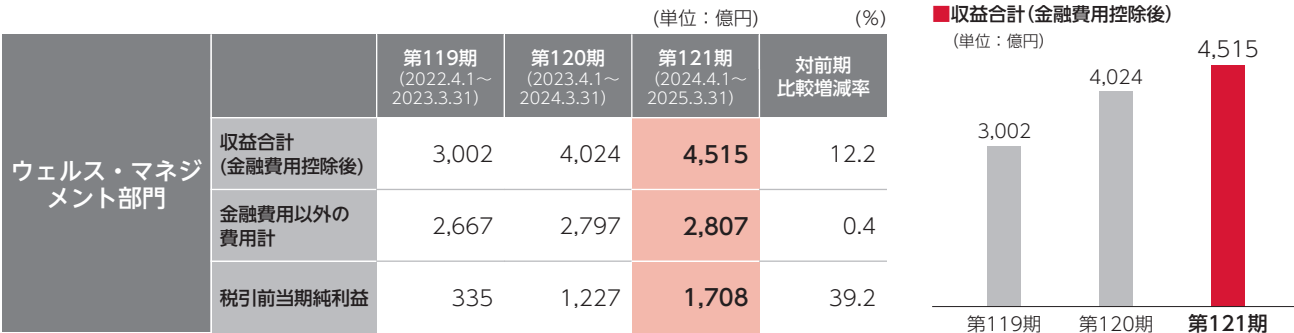
(2) セグメント情報

当社は業務運営および経営成績を、ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門の3部門（注）およびその他の区分で報告しております。

（注）2025年4月1日付けでバンキング部門を新設し、4部門構成といたしました。



一部の営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報（セグメント合計）における当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比20.5%増の1兆8,940億円、金融費用以外の費用計は同10.3%増の1兆4,205億円、税引前当期純利益は同66.6%増の4,735億円となりました。

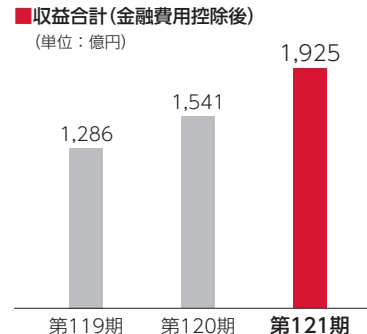


収益合計（金融費用控除後）は、前期比12.2%増の4,515億円、金融費用以外の費用計は同0.4%増の2,807億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同39.2%増の1,708億円となりました。

ウェルス・マネジメント部門では、お客様一人ひとりが目指す未来の実現に向かって、お客様のニーズに沿った包括的な資産管理サービスを充実させることで、ウェルス・マネジメントサービスの強化に取り組んでまいりました。

当期は不透明感の強いマーケット環境でしたが、対面チャネルを中心に投資信託の買付が増加し、フロー収入等は増加しました。加えて、継続的に取り組んできたお客様の資産全体に対する資産管理サービスにより、預り資産の拡大にともなうストック収入も大幅に増加しました。また、ワークプレイス（職域）サービスによる接点拡大を通じて、持続的な顧客基盤の構築、部門の中長期的なサービス拡大を目指していますが、現役世代のお客様を含め、ワークプレイスサービスを提供するお客様を順調に拡大することができております。今後は、サービスを必要とする多くのお客様に、対面によるコンサルティングや、デジタルツール等を用いた非対面サービス、資産形成ニーズへの対応を含むワークプレイスサービスなど、幅広い形でウェルス・マネジメントサービスを提供してまいります。

		(単位：億円)		(%)	
インベストメント・ マネジメント部門		第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第121期 (2024.4.1～ 2025.3.31)	対前期 比較増減率
	収益合計 (金融費用控除後)	1,286	1,541	1,925	24.9
	金融費用以外の 費用計	851	939	1,029	9.5
	税引前当期純利益	435	602	896	48.8

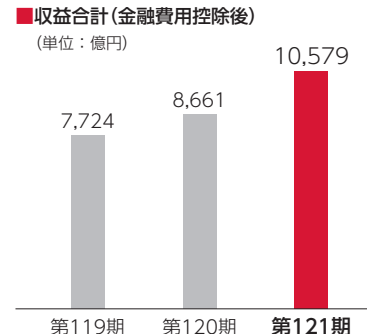


収益合計（金融費用控除後）は、前期比24.9%増の1,925億円、金融費用以外の費用計は同9.5%増の1,029億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同48.8%増の896億円となりました。安定収益である事業収益および税引前当期純利益は、2021年4月の部門設立以降で最高となりました。

インベストメント・マネジメント部門では、運用資産の拡大と高付加価値化による事業収益の成長を目指してきました。当期の資金純流入は2.6兆円と、前期に引き続き高水準となりましたが、日本株市場の下落など市場要因もあり、当期末の運用資産残高は前期末比微増の89.3兆円にとどまりました。

一方、期中平均の運用資産残高でみると当期は前期比で大きく増加したことが、事業収益の拡大につながりました。また、自社のアクティブ運用や、ウェルス・マネジメント向けのプライベート資産運用ビジネスといった高付加価値分野が伸長したことも、事業収益の増加に寄与しました。特に、オルタナティブ運用資産残高は、前期比40.2%増の2兆6,082億円となりました。また、投資家に合った投資スタイルでバランスよく投資できる「のむらップ・ファンド」は安定した資金流入が継続し、純資産総額が1兆円を突破しました。

		(単位：億円)		(%)	
ホールセール 部門		第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第121期 (2024.4.1～ 2025.3.31)	対前期 比較増減率
	収益合計 (金融費用控除後)	7,724	8,661	10,579	22.1
	金融費用以外の 費用計	7,430	8,122	8,917	9.8
	税引前当期純利益	294	539	1,663	208.4



ホールセール部門は、主に金融商品の取引、販売および組成に関する業務などを行うグローバル・マーケット、資金調達やM&Aアドバイザリーに関連する業務を行うインベストメント・バンキングの2つのビジネス部門から構成されております。

収益合計（金融費用控除後）は、前期比22.1%増の1兆579億円となりました。金融費用以外の費用計は同9.8%増の8,917億円、税引前当期純利益は同208.4%増の1,663億円となりました。

■ グローバル・マーケット

リスク管理を徹底しながら、マクロ環境や金融政策および米国の選挙などに絡むマーケットの不透明感を背景とした投資家のポートフォリオのリバランス取引やヘッジ取引などに対して流動性を提供しました。また、顧客アクティビティやマーケットの機会を適切に捉え、特に証券化商品、エクイティ、およびインターナショナル・ウェルス・マネジメント（海外富裕層ビジネス）を中心に収益を積み上げました。

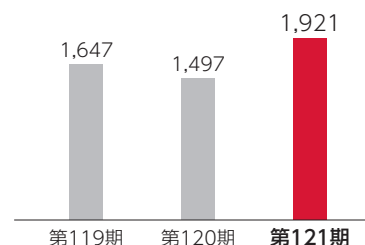
■ インベストメント・バンキング

地域ごとに違いはあったものの、グローバルに顧客活動が増え、ニーズが多様化する中で、サービスやソリューションの提案に尽力した結果、案件が増加しました。特に、日本ではアドバイザリーとエクイティ・ファイナンスおよびエクイティ・ソリューション、海外地域ではアドバイザリーとプライベートクレジットを含むソリューションが堅調だったことが増収につながりました。

		(単位：億円)			(%)
		第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第121期 (2024.4.1～ 2025.3.31)	対前期 比較増減率
その他	収益合計 (金融費用控除後)	1,647	1,497	1,921	28.4
	金融費用以外の 費用計	913	1,023	1,452	42.0
	税引前当期純利益	734	474	469	△1.1

■ 収益合計(金融費用控除後)

(単位：億円)



収益合計（金融費用控除後）は1,921億円、税引前当期純利益は469億円となりました。

3. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に当社、野村證券株式会社、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、ノムラ・バンク・インターナショナルplc、ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.、および野村グローバル・ファイナンス株式会社が外部からの借入や債券発行などを行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行い、デジタルイゼーションを加速しております。ウェルス・マネジメント部門においては、お客様にとって、より利便性の高いサービスをお届けするためにオンラインサービスの拡充を実施しております。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率的かつ安定的な稼働に向けた取組みを引き続き実施しております。

4. 財産および損益の状況

	第118期 (2021.4.1～2022.3.31)	第119期 (2022.4.1～2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～2024.3.31)	第121期 (2024.4.1～2025.3.31)
収益合計	15,940億円	24,867億円	41,573億円	47,367億円
収益合計（金融費用控除後）	13,639億円	13,356億円	15,620億円	18,925億円
税引前当期純利益	2,266億円	1,495億円	2,739億円	4,720億円
当社株主に帰属する 当期純利益	1,430億円	928億円	1,659億円	3,407億円
1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	46.68円	30.86円	54.97円	115.30円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	45.23円	29.74円	52.69円	111.03円
総資産	434,122億円	477,718億円	551,472億円	568,022億円
当社株主資本合計	29,146億円	31,486億円	33,502億円	34,709億円

5. 対処すべき課題

野村グループを取り巻く経営環境は大きな変化の只中にあります。引き続き、適正な財務基盤の維持と、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図りながら、機動的に対応してまいります。また、既存ビジネスの拡大とお客様へのさらなる付加価値の提供を目指し、常に新たな取組みも実践します。

(1) 中長期の優先課題

野村グループでは、グループ全体の持続的成長の実現を追求しており、収益の安定化・多様化、資本効率性を意識した事業ポートフォリオの構築に取り組んでいます。

「野村を今立っている場所とは違うところ、次のステージに進める」という考えのもと、その実現に向けた戦略のひとつとして「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」を打ち出しました。この戦略に基づき、コアビジネステーマとして、資産管理ビジネスの推進、インベストメント・マネジメント部門の強化、ホールセールビジネスにおける成長と安定化に取り組むとともに、デジタルアセットビジネスを含むデジタル金融サービスやサステナブル・ファイナンスを含むサステナビリティ分野等の新領域を開拓・強化してまいりました。また、構造改革を通じた全社的なコスト・コントロールを推進しています。

加えて、これらの事業の基盤となるコーポレート機能の高度化・効率化、ガバナンス体制やリスク・マネジメントの強化、人材マネジメント戦略の進化、行動規範・コンプ

ライアンスのより一層の浸透、デジタルを活用した業務効率化やサイバーセキュリティに関する取組みも推進しています。なお、ビジネスの各部門の取組みについては、「(2) 部門別の課題」もご参照ください。

野村グループは、2024年5月に公表したとおり、2030年度に向けた経営の方向性を示すものとして、経営ビジョン「Reaching for Sustainable Growth」および経営定量目標としてROE8～10%+、5,000億円超の税引前当期純利益の達成を掲げております。達成に向けた注力テーマとして、(i)日本のフランチャイズを活かしたグローバル戦略の深化、(ii)安定収益の飛躍的な成長、(iii)“プラットフォーム”提供戦略の更なる推進に取り組んでまいります。

なお、野村グループではPBR（株価純資産倍率）を下図のように分解して整理しております。ROEの絶対水準の最大化は、その主要な要素のひとつです。中長期の優先課題の解決を通じて、企業価値の向上を目指します。

1 ROE		
PBR	=	2 株主資本コスト — 3 期待成長率
1 ROEの絶対水準の最大化	■ 収益性の改善 ■ 資本効率の向上	
2 株主資本コストの引き下げ	■ 収益の安定化・多様化による 業績ボラティリティの低減	
3 期待成長率の引き上げ	■ 成長市場の獲得 ■ オーガニック、インオーガニック成長の実現 ■ 事業ポートフォリオの継続的な入れ替え	

(2) 部門別の課題

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

・ウェルス・マネジメント部門

ウェルス・マネジメント部門は、資産管理によるストック型ビジネスへと転換を図ってきた結果、収益構造が大きく変化するなど一定の成果が出てきています。日本の家計の金融資産全体に占める有価証券比率の向上に向けて、多様化する資産管理のニーズに応えていくことが課題だと考えておりますが、全国の野村證券株式会社の本支店・営業所やデジタル等の接点を通じて、包括的な資産管理サービスを提供することで、お客様一人ひとりが目指すゴールを共に実現することを目指しております。今後とも、ウェルス・マネジメントビジネスの進化に向けて、パートナー（営業担当者）のスキルアップを継続して図るとともに、野村グループの総合力を最大限に活用し、幅広い商品・サービスの充実に努めてまいります。

・インベストメント・マネジメント部門

インベストメント・マネジメント部門は、伝統的資産からオルタナティブ資産までのさまざまなアセットクラスからなる商品・サービスを通じて、幅広い投資家の多様な投資ニーズに対するソリューションを提供しています。お客様の多様な運用ニーズに応える高品質な投資商品を提供することを通じて、社会課題の解決につながる投資の好循環を実現することを目指しています。日本の豊富な個人金融資産と日本政府の資産運用立国実現プランによる政策のあと押し、プライベート資産への投資の伸びしろ、サステナビリティ関連投資に対する高水準の資金需要と投資家意識の高まりを成長機会として捉えています。運用報酬率に下方圧力が継続する中、運用力向上、パブリック市場ビジネスにおける運用資産残高拡大と商品やサービスの高付加価値化、オルタナティブ資産など報酬率の高い成長分野における運用基盤の拡充、効率化とコスト・コントロールを戦略課題として取り組んでいます。

なお、2025年4月に公表したとおり、当社は、オース

トラリアの金融サービスグループであるMacquarie Group Limitedとの間で、同社の米国におけるパブリック・アセットマネジメント事業を展開する資産運用会社を有するMacquarie Management Holdings, Inc.の全株式の買収、および欧州におけるパブリック・アセットマネジメント事業にかかる株式100%を取得することに合意しました（取得価額：約18億米ドル（注））。本件取得は、各国金融当局等からの承認などを前提に、2025年12月末までに完了する予定です。

（注）クロージング時点の対象事業の運用資産残高や運転資本、負債等の状況により、取得価額は調整される可能性があります。

・ホールセール部門

ホールセール部門においては、お客様のニーズのさらなる高度化やテクノロジーの発展に加えて、不透明なマーケットおよびマクロ環境などが当社のビジネスに影響を及ぼす可能性があります。引き続きお客様へ高度なサービスと付加価値を提供し続けるために、各ビジネスライン、国内外および他部門との連携を強化していくほか、ビジネスの領域を広げて収益の安定を図ります。また、成長の見込まれる分野において、効率的に財務リソースを活用し、生産性を意識した選択的成長を実現するとともに、コストの最適化に注力します。

グローバル・マーケットでは、徹底したリスク管理のもとでお客様に流動性の提供を継続してまいります。また、日本の強固な事業基盤とグローバル・プロダクトの競争力を活かし、ビジネス・ポートフォリオの多角化、グローバル連携の強化とクロスセルの拡大、ストラクチャード・ファイナンスやソリューション・ビジネス、インターナショナル・ウェルス・マネジメント（海外富裕層ビジネス）およびエクイティ・ビジネスなどの成長分野における収益機会の追求、そして、マクロ・プロダクトにおけるフロー・ビジネスの強化をさらに推し進めてまいります。

一方、インベストメント・バンキングでは、事業環境の変化にともないお客様のビジネス活動やニーズが変化する中、国内外で業界再編・事業再編に関するアドバイザリーや資金調達に加え、金利・為替ビジネスなどのソリューション

ョン・ビジネスをシームレスに提供することを加速させてまいります。日本における強みも活かしてグローバルにアドバイザリー・ビジネスの拡大に注力するとともに、市場ならびにお客様にとって重要なテーマであるサステナビリティ関連のビジネスを引き続き強化しております。またグループワイドな連携を強化し、幅広いサービスやプロダクト、アドバイスをお客様へご提供できるように注力してまいります。

・バンキング部門

2025年4月1日付けでバンキング部門を新設いたしました。

各国におけるインフレの進行、金利環境の変化、資産運用立国の実現に向けた動きの加速といった大きな潮流の中、野村グループの銀行・信託機能を活用することでより多様かつ質の高いサービスを提供する取組みを強化することが重要であると考えております。バンキング部門は、傘下のエンティティである野村信託銀行とNomura Bank (Luxembourg) S.A.のそれぞれの強みである「プライベート」「オーダーメイド」といった特長を活かし、お客様の資産形成や円滑な資産承継等のさまざまなニーズにこたえてまいります。

・リスク・マネジメント、コンプライアンスなど

野村グループでは、経営戦略の目的と事業計画を達成するために許容するリスクの種類と水準をリスク・アペタイトとして定め、それをリスク・アペタイト・ステートメントとして文書化しています。そのうえで、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に強化していくことにより、財務の健全性の確保および企業価値の向上に努めています。

野村グループでは、リスク・アペタイト・ステートメントにおいて、3つの防衛線による管理体制のもと、すべての役職員が自らの役割を認識し、能動的にリスク管理に取り組むことを明記しています。また役職員への継続的な研修の実施等を通じ、金融のプロフェッショナルとしてリスクに関する知識を深め、リスクを正しく認識・評価し、適

切に管理する企業文化、すなわちリスク・カルチャーの醸成に努めています。

コンプライアンスの観点からは、野村グループがビジネスを展開している各国の法令諸規則を遵守するための管理体制の整備に引き続き取り組むとともに、すべての役職員がより高い倫理観を持って自律的に業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施しております。

また、野村グループでは、法令諸規則の遵守にとどまらず、すべての役職員が高い倫理観を持ち、自信と誇りをもって働くことができ、社会から真に信頼される会社を目指し、野村グループの一員として取るべき行動の指針である野村グループ行動規範を策定し、研修その他の施策を通して、行動規範に基づく適正な行為（以下「コンダクト」）を推進する取組みを日々進めております。毎年8月実施の「野村創業理念と企業倫理の日」においては、全社で過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにする取組みとして、過去の不祥事を振り返ったうえでのコンダクトの在り方に関するディスカッション、行動規範を遵守することへの宣誓を行っております。行動規範は、野村グループを取り巻く社会・経済情勢の変化やステークホルダーの期待によりよく応えることができるよう、定期的に見直すこととしています。なお、創立100周年に向けた取組みのひとつとして、2024年に野村グループのパーパス「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」を策定しました。パーパスの策定および浸透に向けて、Nomuraパーパス・ジャーニープロジェクトを立ち上げ、役職員一人ひとりが自身のパーパスについて考え、部下や上司、仲間と徹底的に議論することを重視しており、このことは、行動規範の重要な要素である、各役職員がいかに判断して具体的にどう行動すべきか、を改めて考え直す良い機会となり、各人の行動規範への意識をさらに高める契機となっております。

以上の課題に対処し、解決することを通じて、金融資本

市場の安定とさらなる発展とともに、野村グループの持続的な成長に尽力してまいります。

（野村証券株式会社に対する金融庁による課徴金納付命令について）

2024年9月、当社の連結子会社である野村証券株式会社において、2021年3月の国債先物取引に関して法令違反に該当する事実が認められたとして、証券取引等監視委員会から金融庁に対して課徴金納付命令の勧告が行われ、2024年10月、金融庁から野村証券株式会社に対して課徴金納付命令が発出されました。これに関し、野村証券株式会社は、法令遵守体制および内部管理体制のより一層の強化・充実を図り、信頼回復を目指すべく、フロントにおける再発防止策（第1の防衛線）、コンプライアンスにおける再発防止策（第2の防衛線）および内部監査部署による検証（第3の防衛線）等から構成される再発防止策を策定のうち、実行に移しております。また、本件を受けて、役員報酬の自主返上の申し出があり、報酬委員会は報酬の減額を決議しております。

（野村証券株式会社の元社員の起訴・逮捕について）

2024年10月、野村証券株式会社の元社員が広島県警察により逮捕され、11月に広島地方検察庁により起訴された件に関し、野村グループは、お客様の大切なご資産をお預かりする金融機関として、このようなことは二度とあってはならないと重く受け止めております。野村証券株式会社では、お客様に安心してサービスをご利用いただくために、予兆検知や行動管理の観点でこれまで講じてきた対策をさらに強化することとし、厳格かつ実効性を高めた対応策を定め、実行に移しております。本対応策は、業務改革推進委員会の設置、「お客様のご自宅への訪問」に関する監督強化、社員の業務活動におけるモニタリング強化および不正検知のために社員が職場から一定期間離れる制度のウェルス・マネジメント部門への拡大等から構成されております。これら対応策の十分性に関して外部専門家による

評価を受け、再発防止に向けた土台の整備が進捗していることを確認し、識別された課題について助言を受ける等、実効性ある再発防止に努めております。また、本件を受けて、役員報酬の自主返上の申し出があり、報酬委員会は報酬の減額を決議しております。

6. 主要な事業内容

野村グループの主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、引受けおよび売出し、募集および売出しの取扱い、私募の取扱い、自己資金投資業、アセットマネジメント業、銀行業、その他の証券業および金融業などを営んでおります。野村グループの事業は、ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門およびホールセール部門の3部門で構成されております。（注）2025年4月1日付けでバンキング部門を新設し、4部門構成といたしました。

今後も、多様化するお客様のニーズにお応えするため、これまで当社が主に取り扱ってきた、上場株式や社債といったパブリックな市場における商品に加え、プライベート・エクイティや私募債といったプライベート領域の商品やサービスにも注力していきます。これらを通じて、お客様に提供できるサービスのラインアップを拡大していきます。

7. 主要拠点等

(1) 国内の主要拠点

当社本社（東京）
野村證券株式会社 本支店および営業所（計104店）
東京都 14店 関東地方（東京都を除く） 26店 北海道地方 5店 東北地方 7店
北陸地方 4店 中部地方 13店 近畿地方 15店 中国地方 6店
四国地方 3店 九州・沖縄地方 11店
野村アセットマネジメント株式会社（東京、大阪、福岡）
野村信託銀行株式会社（東京）
野村プロパティーズ株式会社（東京）
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社（東京）

(2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.（アメリカ・ニューヨーク市）
ノムラ・インターナショナルPLC（イギリス・ロンドン市）
ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED
ノムラ・シンガポールLIMITED
インスティネットIncorporated（アメリカ・ニューヨーク市）

(3) 使用人の状況

使用人数（人）	前事業年度末比増減（人）
27,242	392（増）

(注) 1.野村グループの事業セグメントは、ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門の3部門およびその他であります。当社および国内子会社における事業セグメント別の使用人数は、ウェルス・マネジメント部門7,045人、インベストメント・マネジメント部門1,127人、ホールセール部門1,779人、その他4,926人であります。海外子会社の使用人数は12,365人であり、主にホールセール部門に所属しております。
2.使用人数には当社および連結子会社の使用人数の合計（臨時使用人を除く）を記載しております。
3.使用人数は就業人員数であります。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	事 業 内 容
野村證券株式会社	東 京 都 中 央 区	100億円	100%	証券業
野村アセットマネジメント株式会社	東 京 都 江 東 区	171億80百万円	100%	投資運用業、 投資助言・代理業
野村信託銀行株式会社	東 京 都 千 代 田 区	500億円	100%	銀行業、信託業
野村プロパティーズ株式会社	東 京 都 中 央 区	4億80百万円	100%	不動産賃貸および管理業
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	東 京 都 千 代 田 区	1,767億75百万円	100%	金融業
野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社	東 京 都 中 央 区	10百万円	100%	持株会社
野村グローバル・ファイナンス株式会社	東 京 都 中 央 区	10億50百万円	100%	金融業
ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	アメリカ・ニューヨーク市	76億3,542万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.	アメリカ・ニューヨーク市	13億米ドル	100%＊	証券業
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC	アメリカ・ニューヨーク市	18億1,349万米ドル	100%＊	持株会社
インスティネットIncorporated	アメリカ・ニューヨーク市	9億1,477万米ドル	100%＊	持株会社
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	イギリス・ロンドン市	33億9,132万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	32億4,122万米ドル	100%＊	証券業
ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED	中華人民共和国・ 香港特別行政区	2,207億1百万円	100%＊	証券業
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール・シンガポール市	2億3,900万シンガポールドル	100%＊	証券業、金融業

(注) 1. 資本金は各会社の会計通貨により表示しております。資本金がゼロまたは名目的な金額の会社（主にアメリカを所在地とする会社）につきましては、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。また当社の議決権比率欄の＊は間接所有株式の議決権を含めた比率であります。
2. 当期末の連結子会社および連結変動持分事業体は1,537社、持分法適用会社は株式会社野村総合研究所、野村不動産ホールディングス株式会社等、14社となりました。

8. 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三井住友銀行	長期借入金	446,537百万円
株式会社みずほ銀行	長期借入金	419,180百万円
株式会社三菱UFJ銀行	長期借入金	417,638百万円
株式会社りそな銀行	長期借入金	54,100百万円
三井住友信託銀行株式会社	長期借入金	210,484百万円
株式会社千葉銀行	長期借入金	60,393百万円
株式会社横浜銀行	長期借入金	54,448百万円
株式会社静岡銀行	長期借入金	39,472百万円
株式会社八十二銀行	長期借入金	35,768百万円
農林中央金庫	長期借入金	170,000百万円
明治安田生命保険相互会社	長期借入金	34,810百万円

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動にともなうリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、半期ごとの連結業績を基準として、連結配当性向40%以上を重要な指標のひとつとします。各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、配当回数につきましては、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたします。
また自己株式取得による株主還元分を含めた総還元性向を50%以上とすることを、株主還元上の目処といたします。
内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性の見込める事業分野に有効投資してまいります。

(当期の剰余金の配当)

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2024年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり23円をお支払いいたしました。2025年3月31日を基準日とする普通配当につきましては、1株当たり24円をお支払いすることといたしました。また、当社は2025年12月25日に創立100周年を迎えることを記念して、2025年3月31日を基準日とする1株当たり10円の記念配当をお支払いすることといたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき57円となります。

当期にかかる剰余金の配当の明細は次のとおりです。

決 議	基 準 日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)
2024年11月1日 取締役会	2024年9月30日	67,974	23.00
2025年4月25日 取締役会	2025年3月31日	100,524	34.00 (普通配当24.00) (記念配当10.00)

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

今般、当社の連結子会社である野村證券株式会社を装い、偽メールでフィッシングサイトに誘導し、口座番号やパスワード等を盗む事案が急増しており、お客様のオンラインサービス上で保有される有価証券の売買等が実施される不正な取引も確認されております。これを受け、野村證券株式会社は今般のフィッシング詐欺等による証券口座への不正アクセス等により、第三者がお客様の資産を利用して、有価証券等の売買等を行ったことにより発生した被害について、被害状況を十分に精査し、個別の事情に応じて一定の被害補償を行う方針といたしました。

Ⅱ 株式に関する事項

1. 当社が発行できる株式の総数 6,000,000,000株

各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりです。

種 類	発行可能種類株式総数（株）
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000

2. 発行済株式総数 普通株式 3,163,562,601株

3. 株主数 318,472名

4. 上位10名の株主

株 主 名	持株数および持株比率	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 515,921	% 17.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	163,043	5.51
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	74,538	2.52
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS	67,838	2.29
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	61,333	2.07
JPモルガン証券株式会社	53,220	1.80
SMBC日興証券株式会社	45,610	1.54
JP MORGAN CHASE BANK 385781	42,112	1.42
JP MORGAN CHASE BANK 385771	33,499	1.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	31,184	1.05

- (注) 1. 当社は、2025年3月31日現在、自己株式を206,974千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(1) 取得した株式

普通株式	63,523,657株
取得価額の総額	59,005,990千円
うち、取締役会決議により買い受けた株式	
普通株式	63,503,000株
取得価額の総額	58,987,162千円

買受けを必要とした理由
資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また役職員への株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 処分した株式

普通株式	48,981,337株
処分価額の総額	33,954,907千円

(3) 当事業年度末日における保有株式

普通株式	206,974,484株
------	--------------

6. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

地 位	株式の種類および数		交付された者の人数
取締役および執行役（社外取締役を除く）	当社普通株式	192,815株	8名

7. その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議いたしました。

(1) 理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 取得する株式の種類および総数 普通株式 1億株（上限）

(3) 取得価額の総額 600億円（上限）

(4) 取得期間 2025年5月15日～2025年12月30日

(5) 取得方法 信託方式による市場買付

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職状況
永 井 浩 二	取締役会長 指名委員 報酬委員	野村證券株式会社取締役会長（＊１）
奥 田 健太郎	取締役 代表執行役社長 グループCEO	野村證券株式会社代表取締役社長（＊１）
中 島 豊	取締役 代表執行役副社長	野村證券株式会社代表取締役副社長（＊１）
小 川 祥 司	取締役 監査委員（常勤） リスク委員	野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社監査役（＊１）（＊２） Nomura Holding America Inc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター（＊１） Instinet Incorporated ノン・エグゼクティブ・ディレクター（＊１）
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]	社外取締役 リスク委員（委員長）	Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１） Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１） Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１） Instinet Holdings Incorporated インディペンデント・ディレクター（＊１）
Victor Chu [ビクター・チュー]	社外取締役 監査委員	First Eastern Investment Group（第一東方投資集団）チェアマン兼CEO University College London チェア・オブ・カウンシル International Business Council of the World Economic Forum 共同議長 Airbus SE インディペンデント・ディレクター
J. Christopher Giancarlo [クリストファー・ジャンカルロ]	社外取締役 リスク委員	Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセル Digital Dollar Project チェア・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクター Digital Asset Holdings, LLC インディペンデント・ディレクター Paxos Trust Company LLC インディペンデント・ディレクター Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１） Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１）
Patricia Mosser [パトリシア・モッサー]	社外取締役 リスク委員	Columbia University, School of International and Public Affairs（SIPA） ・シニア・リサーチ・スカラー ・MPA Program in Economic Policy Management ディレクター（＊２） ・Central Banking and Financial Policy ディレクター Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１）
高 原 豪 久	社外取締役 指名委員 報酬委員	ユニ・チャーム株式会社代表取締役社長執行役員 住友商事株式会社社外取締役
石 黒 美 幸	社外取締役 リスク委員	長島・大野・常松法律事務所パートナー Inter-Pacific Bar Association（IPBA）会長（＊２） レーザーテック株式会社社外取締役
石 塚 雅 博	社外取締役 監査委員（委員長）	野村證券株式会社取締役（＊１）
大 島 卓	社外取締役 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）	日本碍子株式会社代表取締役会長 東海旅客鉄道株式会社社外取締役 愛知県経営者協会会長（＊２） 東邦瓦斯株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 Laura Simone Unger、Victor Chu、J. Christopher Giancarlo、Patricia Mosser、高原豪久、石黒美幸、石塚雅博および大島卓は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査委員（委員長）かつ公認会計士である取締役 石塚雅博は、米国企業改革法に基づく財務専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査委員会による監査がより実効的に行われることを期待し、野村グループの業務に精通した取締役 小川祥司を常勤の監査委員として選定しております。
4. ＊1の記載がある会社は当社の100%子会社（間接所有を含む。）です。
5. ＊2の記載がある役職は、当事業年度の終了後、本事業報告作成日現在までの間に退任したもの、または本事業報告作成日現在において退任が予定されているものです。
6. 社外取締役の兼職先（＊1を除く。）と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
7. 当社は、取締役 小川祥司、Laura Simone Unger、Victor Chu、J. Christopher Giancarlo、Patricia Mosser、高原豪久、石黒美幸、石塚雅博および大島卓と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれが高い額となります。

2. 社外取締役の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、金融関連の法制度・規制に精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Victor Chu [ビクター・チュー]	当事業年度に開催された取締役会11回すべて、および監査委員会14回のうち12回に出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者ならびに法律、規制およびコーポレート・ガバナンスに精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
J. Christopher Giancarlo [クリストファー・ジャンカルロ]	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、金融関連の法制度・規制およびブロックチェーン等の先進技術に精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Patricia Mosser [パトリシア・モッサー]	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年のエコノミスト、セントラル・バンカーおよび学者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
高 原 豪 久	当事業年度に開催された取締役会11回、指名委員会6回および報酬委員会6回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
石 黒 美 幸	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の弁護士としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
石 塚 雅 博	当事業年度に開催された取締役会11回および監査委員会14回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の国際的な会計制度に精通した公認会計士としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
大 島 卓	取締役、指名委員および報酬委員就任後、当事業年度に開催された取締役会9回、指名委員会5回および報酬委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。

(注) 上記のほか、社外取締役のみをメンバーとする社外取締役会議が開催されており、各人の経験や知見等を活かし、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について議論を行っております。

3. 執行役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職状況
奥 田 健太郎	取締役 代表執行役社長 グループCEO	「1. 取締役の状況」参照
中 島 豊	取締役 代表執行役副社長	「1. 取締役の状況」参照
飯 山 俊 康	執行役副社長 チーフ・オブ・スタッフ	野村證券株式会社代表取締役副社長
北 村 巧	執行役 財務統括責任者（CFO） チーフ・トランスフォーメーション・ オフィサー（CTO）	野村證券株式会社取締役専務
加 藤 壮太郎	執行役 リスク管理統括責任者（CRO） （ニューヨーク駐在）	野村證券株式会社取締役常務 Nomura Holding America Inc. ディレクター
稲井田 洋 右	執行役 グローバル規制担当	野村證券株式会社常務（執行役員）
Christopher Willcox [クリストファー・ウィルコックス]	執行役 ホールセール部門長 （ニューヨーク駐在）	なし

(注) 1. 2025年4月1日付で、執行役 北村巧は野村證券株式会社代表取締役副社長に就任いたしました。
2. 2025年4月1日付で、執行役 加藤壮太郎は野村證券株式会社取締役専務に就任いたしました。

(ご参考) 2025年4月1日付の執行役の状況は以下のとおりです。

奥 田 健太郎	代表執行役社長 グループCEO	加 藤 壮太郎	執行役 リスク管理統括責任者（CRO）（ニューヨーク駐在）
中 島 豊	代表執行役副社長	稲井田 洋 右	執行役 コンテンツ・カンパニー長兼グローバル規制担当
飯 山 俊 康	執行役副社長 チーフ・オブ・スタッフ兼中国委員会主席	Christopher Willcox	執行役 ホールセール部門長兼インベストメント・マネジメント
北 村 巧	執行役 財務統括責任者（CFO）兼チーフ・トランスフォーメーション・オフィサー（CTO）	[クリストファー・ウィルコックス]	部門チェアマン（ニューヨーク駐在）

4. 役員等賠償責任保険契約

当社は、当社およびその子会社等の取締役、執行役、執行役員、監査役および幹部社員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。ただし、役員等個人の故意かつ詐欺的または不誠実な行為に起因するもの等一定の免責事由があります。

5. 取締役および執行役ごとの報酬等の総額

役 員 区 分	人数（注1）	固定報酬	業績連動報酬等				計
		金銭報酬			非金銭報酬等		
		ベースサラリー （注2）	現金賞与	ファントム・ ストックプラン （以下「NSU」） （注3）	譲渡制限 株式ユニット （以下「RSU」） （注3）	業績連動型 株式ユニット （以下「PSU」） （注3）	
取締役 （うち、社外）	12名 （10名）	355百万円 （198百万円）	292百万円 （－）	100百万円 （－）	－ （－）	－ （－）	747百万円 （198百万円）
執行役	7名	607百万円	2,273百万円	1,426百万円	97百万円	197百万円	4,600百万円
合 計	19名	962百万円	2,564百万円	1,527百万円	97百万円	197百万円	5,347百万円

(注) 1. 上記人数には、2024年6月に退任した取締役2名、および同月に就任した取締役1名を含んでおります。期末日現在の人員は、取締役10名、執行役7名です。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。

2. 報酬の自主返上を反映した金額を表示しております。

3. 当事業年度以前に付与された繰延報酬のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額を示しております。NSUの金額は貸借対照表日ごとに公正価値により再評価され、RSUおよびPSUの金額は付与日の公正価値により評価されます。

4. 上記のほか、当事業年度において社外取締役に對し当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計80百万円支給しております。

6. 業績連動報酬等に関する事項

(1) 業績連動報酬等の算定方法

- ・取締役および執行役の報酬は固定報酬と業績連動報酬等に区分され、固定報酬はベースサラリー、業績連動報酬等は年次賞与と長期インセンティブプランで構成されております。
- ・代表執行役社長グループCEOについては、野村グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、定量的な要素および国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性的な要素を勘案し、固定報酬および業績連動報酬等から構成される総報酬額を決定しております。
- ・その他の取締役および執行役については、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責および国内外のそれぞれの報酬規制・水準などを加味し、定性的な要素も考慮のうえ、総報酬額を決定しております。

(2) 業績連動報酬等の算定に用いた業績指標

定量的な要素

野村グループの経営ビジョンやビジネス戦略との整合性を担保するため、野村グループの経営上の重要指標やその算定基礎となる業績指標を選定しております。また、株主との利益の一致を促進するため、株価関連指標を選定しております。当事業年度においてROEは2025年3月期の目標として掲げる8～10%を達成しました。

区分	概要	実績値	区分	概要	実績値
損益	収益合計（金融費用控除後）	18,925億円	一株当たり情報	EPS	111.03円
	経費率（注1）	75.1%	資本効率	ROE	10.0%
	税引前当期純利益	4,720億円	株主還元	株主総利回り (以下「TSR」)（注2）	98.7%

(注) 1. 金融費用以外の費用計を収益合計（金融費用控除後）で除した値

2. 当事業年度における株価の変動および配当金の合計を前事業年度末の株価で除した値

定性的な要素

野村グループの企業価値向上および持続可能な社会の実現を促すための戦略マネジメント、およびコミュニティ、人材ならびにDEI（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）に関する取組みを評価項目として選定しております。

7. 株式関連報酬および非金銭報酬等に関する事項

(1) 現在の株式関連報酬

現在の株式関連報酬は下表のとおりです。

種 類	概 要
RSU	・ 2018年3月期に対応する繰延報酬より導入しております。 ・ 1ユニット当たり当社普通株式1株を株式報酬として支給します。 ・ 繰延期間は原則として3年としております。
NSU	・ 当社の株価に連動する現金決済型の報酬制度です。 ・ RSU同様、繰延期間は原則として3年としております。
PSU	・ 2024年3月期より長期インセンティブプランの支給方法として導入しております。 ・ 付与後3年間の業績指標に基づき最終的な支給株数を決定します。 ・ 業績評価期間は原則として3年以上としております。

(2)非金銭報酬等に該当する株式関連報酬

当社においては、取締役および執行役の年次賞与の半額を繰延報酬としており、支給にあたっては、原則として非金銭報酬等に該当するRSUを用いております。また、長期インセンティブプランとしてPSUを導入しております。

(3)長期インセンティブプランとしてのPSU

当社のPSUでは、始めに、前事業年度の業績等に応じて支給する基準株数を決定します。その後、3事業年度の業績指標の実績に応じ、基準株数に0%～150%の支給率を乗じて最終的な支給株数を確定します。確定した支給株数分の当社の普通株式等を、主に自己株式の処分により交付します。なお、評価に使用する業績指標はROEおよびTSRを選定しています。詳細は以下をご参照ください。

評価に使用する業績指標

当社の中長期的な企業価値の向上および株主の皆様との利益を一致させるため、ROE（業績評価期間の平均値）とTSR（業績評価期間の絶対値）を組み合わせ使用することとします。

基準株数および支給株数の算定方法

①基準株数の算定方法

対象事業年度の業績および国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性評価を勘案して決定した金額を、付与時期における当社の普通株式の株価により除し得られた株数を基準株数とします。

②支給株数の算定方法

業績評価期間終了後、以下の算定方法に従って支給株数を算出します。

1) 業績指標および支給率

業績指標	構成比	支給率の変動幅	評価方法
ROE	50%	0%～150%	業績評価期間3年間の実績値（平均値）により算出
TSR	50%	0%～150%	業績評価期間3年間の実績値（絶対値）により算出

業績評価の基礎となるROEおよびTSRの計算方法は以下のとおりです。

<ROE>

業績評価期間3年間の実績値（平均値）が野村グループの経営指標として掲げる8%に達した場合、基準株数が支給されます。一方、当該実績値が付与対象年度を含む過去3事業年度の最低値または3%のいずれか大きい値を超えない場合は支給が発生しません。なお、当該実績値が5%に達した場合に基準株数の50%が支給され、12%以上に達した場合は基準株数の150%が支給されます。

<TSR>

業績評価期間3年間の実績値（絶対値）が125%に達した場合、基準株数が支給されます。一方、当該実績値が100%以下の場合は支給が発生しません。また、当該実績値が150%以上に達した場合、基準株数の150%が支給されます。当該実績値の計算過程は以下のとおりです。

3年保有TSR = (最終株価 (B) + 業績評価期間中の配当額) ÷ 当初株価 (A)

A：当初株価（業績評価期間開始前1ヵ月の平均株価終値）

B：最終株価（業績評価期間終了前1ヵ月の平均株価終値）

2) 支給株数の算定方法

支給株数は、基準株数にROEに基づく支給率とTSRに基づく支給率の平均を乗じることで算出します。なお、2025年3月期のPSUにかかる基準株数は769,600株であり、支給率150%の株数は1,154,500株です。

$$\left(\begin{array}{c} \text{ROE} \\ \text{に基づく支給率} \end{array} \times 50\% + \begin{array}{c} \text{TSR} \\ \text{に基づく支給率} \end{array} \times 50\% \right) \times \text{基準株数}$$

3) 業績評価期間および支給スケジュール

業績評価期間は、PSUの基準株数を決定した事業年度より3年間とします。業績評価期間が終了し評価項目の実績が確定した後、上記の算定方法により確定した支給株数分の当社の普通株式等を株式報酬として支給します。

交付方法

主に自己株式の処分により交付するものとします。

(4) 株式関連報酬を繰延報酬として支給することによる効果

株式関連報酬を繰延報酬として支給することにより、報酬の経済的価値が当社の株価にリンクされ、一定の受給資格確定期間が設けられること等によって、以下の効果を期待できます。

- ・株主との利益の一致
- ・付与から受給資格確定までの一定の期間に、株価の上昇により受給時の繰延報酬の経済的価値が増大し得る機会を与えることによる中長期インセンティブ、およびリテンション
- ・中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門を越えた連携・協力の推進

繰延報酬にはこのようなメリットがあるため、主要各国の規制当局からも積極的な活用が推奨されています。なお、野村グループにおける繰延報酬については、FSB（金融安定理事会）が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」の推奨に基づき、繰延期間を原則として翌事業年度以降から3年以上としております。

8. 報酬委員会による取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する事項

(1) 方針の決定の方法

当社は指名委員会等設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を定め、每期、報酬委員会において、その妥当性を審議した上で決定しております。

(2) 野村グループの報酬の基本方針

野村グループの報酬の基本方針は以下のとおりです。

野村グループ人材（当社の取締役および執行役を含め、野村グループのすべての役職員をいう。以下同じ。）に対する報酬の基本方針として、「野村グループの報酬の基本方針」（以下「本基本方針」）を以下のとおり定める。

報酬のガバナンス

当社は指名委員会等設置会社であり、会社法の定めるところにより、その過半を社外取締役とする委員で構成される独立性の高い報酬委員会を設置している。報酬委員会は、本基本方針および「野村ホールディングスの取締役および執行役にかかる報酬の方針」を定め、これらの方針に従い、当社の取締役および執行役の個人別の報酬の内容を審議・決定する。

当社の取締役および執行役以外の野村グループの役職員の報酬に関する各種方針および報酬総額等は、経営会議から人事・報酬に関する一定の権限を委任され、代表執行役社長グループCEOを委員長、財務およびリスク管理の観点も踏ま

えて委員長が選任する者を委員とする「人事委員会」が、各地域における人事・報酬に関する委員会等と連携のうえ、これを審議・決定する。

報酬委員会は、1934年米国証券取引所法等を遵守するために「報酬返還に関する方針」を定め、日本法に基づく当社の法定の役員である対象役員の報酬に関する事項を決定するものとし、人事委員会は当該方針の管理、運用、解釈および運営を行うものとする。

野村グループ人材に対する報酬のあり方

野村グループは、野村グループのパーパスに定める「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」という存在意義を追求するうえで、人材こそが最も重要であると認識している。

野村グループ人材に対する報酬は、野村グループの持続的な成長の実現と中長期的な企業価値の向上および健全かつ効果的なリスク管理を達成しつつ、株主との利益の一致を実現することを目的として設計する。また、報酬の水準と体系は、優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、個人の役割・責任および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味したものとする。

①持続的な成長と中長期的な企業価値の向上

野村グループ人材に対する報酬は、企業理念の実現、「野村グループ行動規範」に沿った企業文化・行動の促進およびより広範な「ESG（環境・社会・ガバナンス）」への幅広い取組みに資するものとする。

また、ペイ・フォー・パフォーマンスの原則に基づき、健全かつ市場競争力のある報酬慣行を確保しつつ、野村グループのビジネス戦略および長期的な利益の実現を支援し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すものとする。

②健全かつ効果的なリスク管理

野村グループは、適切なリスク・アペタイトを設定のうえ健全かつ効果的なリスク管理態勢を構築し、報酬を決定する際に参照する主要なビジネスの業績の測定基準および指標について各ビジネスにおける財務および非財務リスクの多寡に応じて調整を行う。また、これらの定量的な要因に加え、最終的な報酬額の決定および減額に際しては、コンダクト、コンプライアンス、職業倫理および企業理念といった定性的な要因を重視する。また、報酬の付与にあたっては、財務諸表の重大な修正、適用法令および野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、報酬が減額、停止、権利喪失、取消し、他の報酬との相殺または支給後の返還の対象となること（いわゆる「クローバック」）を定める。

③株主との利益の一致

一定以上の報酬を受け取る野村グループ人材については、その報酬の一部を、当社の株式に連動し、かつ適切な繰延期間を設けた株式関連報酬等とすることで、株主との利益の一致を図る。

本基本方針の改廃

本基本方針の改廃は、報酬委員会の決議による。

(3) 取締役および執行役にかかる報酬の方針

上記の野村グループの報酬の基本方針を受けて、取締役および執行役にかかる報酬の方針を以下のとおり定めております。

取締役および執行役の報酬は固定報酬と業績連動報酬等に区分され、固定報酬はベースサラリー、業績連動報酬等は年次賞与と長期インセンティブプランで構成されるものとする。なお、中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与し、かつ株主との利益の一致を図ることを目的として、報酬の一部を所定の繰延期間を設けた株式関連報酬によって支払う。

<取締役および執行役の報酬の構成>

固定報酬	業績連動報酬等	
ベースサラリー	年次賞与	長期インセンティブプラン

固定報酬

- ・ ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職位ならびに関連する業界の水準等を参考に、現金による固定報酬額として決定する。

業績連動報酬等

- ・ 代表執行役社長グループCEOについては、野村グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、野村グループ経営上の重要指標やその算定基礎となる業績指標の実績値に基づき報酬の基礎額を算定し、これに国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性的な要素も考慮して、金額を決定する。
- ・ その他の取締役および執行役については、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味し、定性的な要素も考慮のうえ、金額を決定する。
- ・ 監査委員である取締役および社外取締役については、業務執行からの独立性を維持および担保する観点から、支給対象外とする。

(ア) 年次賞与

- ・ 年次賞与の支払いにおいては、一定の割合を将来に繰延べることを原則とする。

(イ) 長期インセンティブプラン

- ・ 長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。
- ・ 長期インセンティブプランの支払いにおいては、株式関連報酬等を利用する。

報酬の付与にあたっては、自己都合での退任、財務諸表の重大な修正、適用法令および野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、報酬が減額、停止、権利喪失、取消し、他の報酬との相殺または支給後の返還の対象となること（いわゆる「クローバック」）を定める。

(4) 当該事業年度にかかる取締役および執行役の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当期においては、報酬委員会を6回開催し、以下のとおり検討を重ねてまいりました。

開催日	決議・討議の概要	委員の出席状況
2024年4月26日	決議：2024年3月期の年次賞与と長期インセンティブプランについて ：取締役および執行役の5月以降のベースサラリーについて ：野村グループの報酬の基本方針の一部改訂について ：取締役および執行役の報酬の方針の一部改訂について	全員出席
2024年6月25日	決議：取締役会の招集権を有する取締役の選定について ：委員会の職務執行状況を取締役に報告する取締役の選定について ：取締役および執行役の個人別の報酬（年次賞与を除く）について ：取締役および執行役に付与するRSUおよびNSUについて 報告：当期の年間スケジュールについて ：野村グループの報酬の基本方針、野村ホールディングスの取締役および執行役にかかる報酬の方針、報酬返還に関する方針について	全員出席
2024年9月27日	決議：代表執行役に付与するPSUについて	全員出席
2024年11月1日	決議：役員報酬の自主返上について	全員出席
2024年12月5日	決議：役員報酬の自主返上について	全員出席
2025年3月28日	決議：取締役および執行役の4月以降のベースサラリーについて	全員出席

かかる審議等を経て、報酬委員会は、2025年3月期にかかる役員報酬は報酬の方針に沿ったものであり、かつ妥当であるものと判断しております。また、審議内容は取締役会にも報告しております。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

1. 名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬の額等

項 目	支 払 額
(1) 報酬等の額	835百万円
(2) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,372百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等についての対価を支払っております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 監査委員会は、財務統括責任者（CFO）、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況および報酬見積り等の算出根拠等について確認しました。また、監査委員会は、米国企業改革法（サーベンス・オクスリー法）第202条等に基づく事前承認手続きならびにIFAC倫理規程（Code of Ethics for Professional Accountants）および関連する諸規則に基づく事前了解手続きを行っております。監査委員会は、これらの確認および手続きの結果を踏まえ、会計監査人の報酬等について検証を行い、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

3. 解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。
- (2) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

第121期末連結貸借対照表 (前期数値はご参考)

			(単位：百万円)		
			前 期	当 期	
			(2024年3月31日)	(2025年3月31日)	
科 目			科 目		
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 ・ 預 金	5,154,971	5,514,696	短 期 借 入	1,054,717	1,117,292
現 金 お よ び 現 金 同 等 物	4,239,359	4,424,462	支 払 債 務 お よ び 受 入 預 金	6,490,127	7,248,915
定 期 預 金	545,842	642,388	顧 客 に 対 す る 支 払 債 務	1,310,825	1,377,222
取引所預託金およびその他の顧客分別金	369,770	447,846	顧 客 以 外 に 対 す る 支 払 債 務	2,823,100	2,766,112
貸 付 金 お よ び 受 取 債 権	6,833,717	7,448,833	受 入 銀 行 預 金	2,356,202	3,105,581
貸 付 金	5,469,195	6,025,008	担 保 付 調 達	19,396,575	18,645,860
顧 客 に 対 す る 受 取 債 権	453,937	410,722	買 戻 条 件 付 売 却 有 価 証 券	16,870,303	16,287,758
顧 客 以 外 に 対 す る 受 取 債 権	928,632	1,030,023	貸 付 有 価 証 券 担 保 金	2,133,066	1,964,682
貸 倒 引 当 金	△18,047	△16,920	そ の 他 の 担 保 付 借 入	393,206	393,420
担 保 付 契 約	20,994,795	18,663,585	ト レ ー デ ィ ン グ 負 債	10,890,610	11,378,828
売 戻 条 件 付 買 入 有 価 証 券	15,621,132	14,004,757	そ の 他 の 負 債	1,414,546	1,456,598
借 入 有 価 証 券 担 保 金	5,373,663	4,658,828	長 期 借 入	12,452,115	13,373,678
トレーディング資産およびプライベート エクイティ・デット投資	19,656,808	22,524,049	負 債 合 計	51,698,690	53,221,171
ト レ ー デ ィ ン グ 資 産	19,539,742	22,372,339	コミットメントおよび偶発事象		
プライベートエクイティ・デット投資	117,066	151,710	(資 本 の 部)		
そ の 他 の 資 産	2,506,912	2,651,007	資 本 金	594,493	594,493
建物、土地、器具備品および設備	448,785	436,454	授権株式数 6,000,000,000株		
(2024年3月31日現在529,605百万円 2025年3月31日現在546,117百万円 の減価償却累計額控除後)			発行済株式数		
トレーディング目的以外の負債証券	335,401	485,290	2024年3月31日現在 3,163,562,601株		
投 資 持 分 証 券	105,088	98,401	2025年3月31日現在 3,163,562,601株		
関連会社に対する投資および貸付金	462,017	506,389	発行済株式数 (自己株式控除後)		
そ の 他	1,155,621	1,124,473	2024年3月31日現在 2,970,755,160株		
			2025年3月31日現在 2,956,210,965株		
			資 本 剰 余 金	708,785	704,877
			利 益 剰 余 金	1,705,725	1,867,379
			累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	459,984	447,808
			自 己 株 式 (取 得 価 額)	△118,798	△143,678
			自己株式数		
			2024年3月31日現在 192,807,441株		
			2025年3月31日現在 207,351,636株		
			当 社 株 主 資 本 合 計	3,350,189	3,470,879
			非 支 配 持 分	98,324	110,120
			資 本 合 計	3,448,513	3,580,999
資 産 合 計	55,147,203	56,802,170	負 債 ・ 資 本 合 計	55,147,203	56,802,170

第121期連結損益計算書

(前期数値はご参考)

第121期連結資本勘定変動表

(前期数値はご参考)

(単位：百万円)		
科 目	前 期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当 期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
委 託 ・ 投 信 募 集 手 数 料	364,095	407,011
投 資 銀 行 業 務 手 数 料	173,265	212,234
アセットマネジメント業務手数料	310,154	378,196
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	491,611	580,099
プライベートエクイティ・デット投資関連損益	11,877	7,634
金 融 収 益	2,620,856	2,927,861
投 資 持 分 証 券 関 連 損 益	9,612	444
そ の 他	175,824	223,264
収 益 合 計	4,157,294	4,736,743
金 融 費 用	2,595,294	2,844,258
収 益 合 計（金 融 費 用 控 除 後）	1,562,000	1,892,485
人 件 費	673,523	732,390
支 払 手 数 料	137,328	177,452
情 報 ・ 通 信 関 連 費 用	217,126	227,018
不 動 産 関 係 費	68,698	70,166
事 業 促 進 費 用	24,236	27,055
そ の 他	167,239	186,440
金 融 費 用 以 外 の 費 用 計	1,288,150	1,420,521
税 引 前 当 期 純 利 益	273,850	471,964
法 人 所 得 税 等	96,630	124,709
当 期 純 利 益	177,220	347,255
差 引：非 支 配 持 分 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	11,357	6,519
当 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	165,863	340,736

(単位：百万円)		
科 目	前 期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当 期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
資 本 金	594,493	594,493
資 本 剰 余 金	594,493	594,493
株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引	707,189	708,785
子 会 社 に 対 する 持 分 変 動	1,609	△3,929
関 連 会 社 に 対 する 持 分 変 動	△13	△15
期 末 残 高	708,785	704,877
利 益 剰 余 金	1,647,005	1,705,725
当 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	165,863	340,736
現 金 金 配 当	△68,674	△168,477
自 己 株 式 処 分 損 益	△2,364	△10,605
自 己 株 式 の 消 却	△36,105	－
期 末 残 高	1,705,725	1,867,379
累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益		
為 替 換 算 調 整 額	242,767	444,071
当 期 純 変 動 額	201,304	△36,094
確 定 給 付 年 金 制 度	444,071	407,977
期 初 金 債 務 調 整 額	△32,174	△19,512
年 末 金 債 務 調 整 額	12,662	12,407
ト レーディング目的以外の負債証券	△19,512	△7,105
期 初 残 高	－	－
ト レーディング目的以外の負債証券の 益	－	△1,147
未 現 損 益	－	△1,147
自 己 ク レ ジ ッ ト 調 整 額	107,861	35,425
期 初 自 己 ク レ ジ ッ ト 調 整 額	△72,436	12,658
期 末 自 己 ク レ ジ ッ ト 調 整 額	35,425	48,083
期 末 残 高	459,984	447,808
自 己 株 式		
期 初 首 残 高	△118,574	△118,798
取 売 業 員 に 対 する 発 行 株 式	△61,199	△58,835
消 滅 額	0	0
期 末 残 高	24,870	33,955
当 社 株 主 資 本 合 計	36,105	－
期 末 残 高	△118,798	△143,678
非 支 配 持 分	3,350,189	3,470,879
期 初 首 残 高	75,575	98,324
現 金 金 配 当	△3,548	△10,680
非 支 配 持 分 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	11,357	6,519
非 支 配 持 分 に 帰 属 する 累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益		
為 替 換 算 調 整 額	2,042	△1,243
非 支 配 持 分 保 有 者 と の 取 引 (純 額)	11,855	△5,370
そ の 他 の 増 減 (純 額)	1,043	22,570
期 末 残 高	98,324	110,120
資 本 合 計	98,324	110,120
期 末 残 高	3,448,513	3,580,999

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 深田 豊大
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 林 慎一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充洋
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 栗田 俊郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表および連結注記表）について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 石塚 雅博

監査委員 Victor Chu

監査委員 小川 祥司

(注) 石塚雅博およびVictor Chuは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第121期末貸借対照表

(2025年3月31日現在)

第121期損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,501,732	流 動 負 債	3,747,126
現金および預金	149,655	短 期 借 入 金	2,919,110
短 期 貸 付 金	5,073,550	1年内償還予定の社債	550,231
未 収 入 金	3,339	貸 借 取 引 担 保 金	87,275
そ の 他	275,187	未 払 法 人 税 等	6,723
固 定 資 産	5,580,713	賞 与 引 当 金	77,246
有 形 固 定 資 産	35,808	そ の 他	106,542
建 物	6,005	固 定 負 債	4,759,308
器 具 備 品	9,208	社 債	2,684,987
土 地	0	長 期 借 入 金	1,935,078
建 設 仮 勘 定	20,595	そ の 他	139,243
無 形 固 定 資 産	76,170	負 債 合 計	8,506,434
ソ フ ト ウ ェ ア	76,169	純 資 産 の 部	
そ の 他	0	科 目	金 額
投資その他の資産	5,468,736	株 主 資 本	2,641,161
投資有価証券	103,586	資 本 金	594,493
関係会社株式	2,493,762	資 本 剰 余 金	559,676
その他の関係会社有価証券	50,819	資 本 準 備 金	559,676
関係会社長期貸付金	2,714,583	利 益 剰 余 金	1,630,474
長期差入保証金	21,223	利 益 準 備 金	81,858
繰 延 税 金 資 産	67,034	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,548,616
そ の 他	17,752	繰 越 利 益 剰 余 金	1,548,616
貸 倒 引 当 金	△23	自 己 株 式	△143,482
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△65,452
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	29,008
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△94,461
		新 株 予 約 権	303
		純 資 産 合 計	2,576,011
資 産 合 計	11,082,445	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,082,445

科 目	金 額
営 業 収 益	665,643
資 産 利 用 料	110,475
不 動 産 賃 貸 収 入	27,627
商 標 使 用 料	53,505
関 係 会 社 受 取 配 当 金	175,396
関 係 会 社 貸 付 金 利 息	274,818
そ の 他 の 売 上 高	23,823
営 業 費 用	538,600
人 件 費	66,935
不 動 産 関 係 費	39,387
事 務 費	85,192
減 価 償 却 費	29,310
租 税 公 課	3,006
そ の 他 の 経 費	8,776
金 融 費 用	305,994
営 業 利 益	127,043
営 業 外 収 益	18,346
営 業 外 費 用	4,711
経 常 利 益	140,679
特 別 利 益	1,673
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,511
新 株 予 約 権 戻 入 益	93
固 定 資 産 売 却 益	69
特 別 損 失	4,980
投 資 有 価 証 券 売 却 損	35
投 資 有 価 証 券 評 価 損	190
関 係 会 社 株 式 売 却 損	3,032
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,132
固 定 資 産 除 売 却 損	590
税 引 前 当 期 純 利 益	137,372
法人税、住民税および事業税	9,124
法 人 税 等 調 整 額	△4,428
当 期 純 利 益	132,675

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

 $\Delta 13.825$

科 目					金 額
株 主 資 本 合 計					
当 期 首 残 高					2,654,986
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△112,541
当 期 純 利 益					132,675
自 己 株 式 の 取 得					△59,006
自 己 株 式 の 処 分					25,047
当 期 変 動 額 合 計					△13,825
当 期 末 残 高					2,641,161
評 価 ・ 換 算 差 額 等					
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金					
当 期 首 残 高					28,803
当 期 変 動 額					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					205
当 期 変 動 額 合 計					205
当 期 末 残 高					29,008
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益					
当 期 首 残 高					△143,162
当 期 変 動 額					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					48,701
当 期 変 動 額 合 計					48,701
当 期 末 残 高					△94,461
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計					
当 期 首 残 高					△114,359
当 期 変 動 額					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					48,907
当 期 変 動 額 合 計					48,907
当 期 末 残 高					△65,452
新 株 予 約 権					
当 期 首 残 高					270
当 期 変 動 額					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					33
当 期 変 動 額 合 計					33
当 期 末 残 高					303
純 資 産 合 計					
当 期 首 残 高					2,540,897
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△112,541
当 期 純 利 益					132,675
自 己 株 式 の 取 得					△59,006
自 己 株 式 の 処 分					25,047
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					48,939
当 期 変 動 額 合 計					35,114
当 期 末 残 高					2,576,011

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 深田 豊大
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 林 慎一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充洋
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 栗田 俊郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示する

ことにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役、執行役員、監査等委員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体制に関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行について、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、当社子会社である野村證券株式会社において、国債先物取引に関する金融庁からの課徴金納付命令のほか、元社員が逮捕・起訴される事案が発生いたしました。事業報告に記載のとおり、野村證券株式会社ではこれらの事案に対する再発防止策・対応策を策定し、内部管理体制の高度化を含めた再発防止の取組みを進めています。当監査委員会としても、再発防止策・対応策の進捗とその実効性につき、引き続き監視・検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

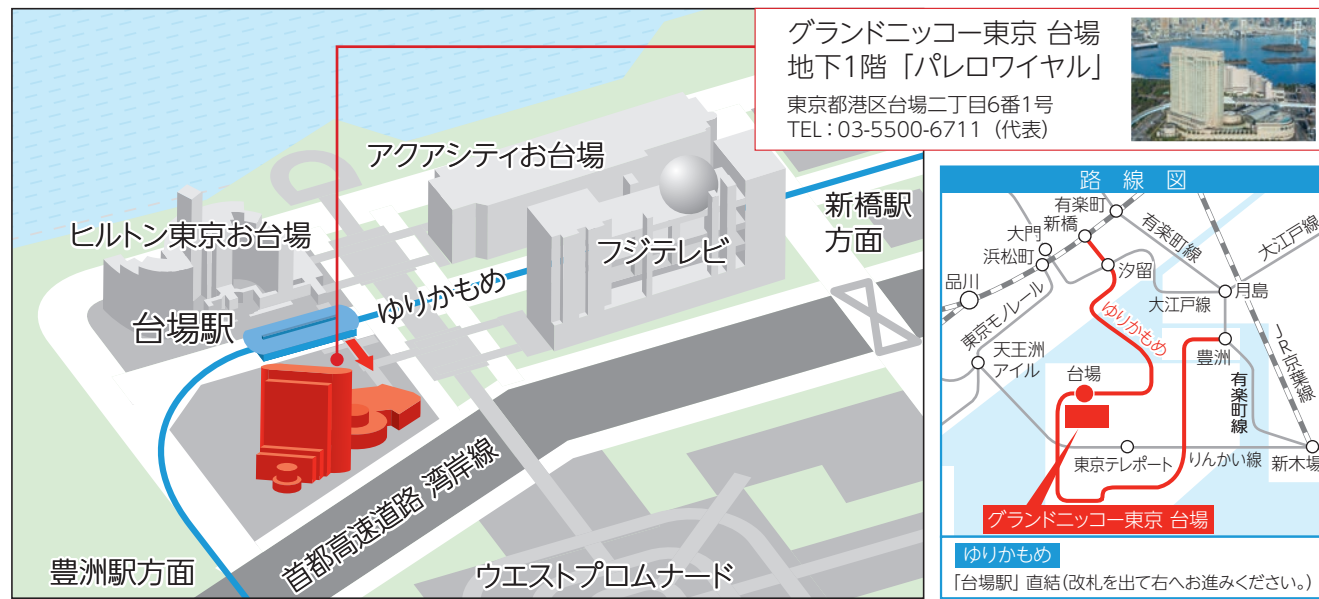
監査委員長 石塚 雅 博

監査委員 Victor Chu

監査委員 小 川 祥 司

(注) 石塚雅博およびVictor Chuは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上



※駐車場はご用意しておりません。公共交通機関をご利用ください。 ※お土産はご用意しておりませんので予めご了承ください。

第121期 期末配当金のお支払いについて

第121期 期末（2025年3月31日基準日）配当金につきましては、2025年6月2日（月）より1株につき34円（普通配当24円、記念配当10円）のお支払いを開始いたします。
「配当金領収証」にてお受けりの株主様は**2025年7月4日（金）**までに最寄りのゆうちょ銀行本支店および郵便局などにてお受け取りください。

<https://www.jsda.or.jp/about/torikumi/ryoushushou/index.html>

株式の配当金は証券口座や銀行口座での受け取りがおすすめです。



株式事務のご案内

- 事業年度：4月1日～翌年3月31日
- 定時株主総会：毎年6月中に開催
- 株主名簿管理人および特別口座管理機関
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-232-711
- 株主総会に関するお問い合わせ先
〒103-8645 東京都中央区日本橋1-13-1
野村ホールディングス株式会社 グループ総務部
電話 03-5255-1000（代表）

※株主様の各種お手続き（住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など）については、株式をお預けの証券会社等にお問い合わせください。

※特別口座に記録された株式に関するお手続きについては左記の三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

詳しくは当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shareholders/sstep.html>

野村 株式等に関するお手続き

檢索



第121回定時株主総会
電子提供措置事項記載書面のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項
(交付書面省略事項)

① 新株予約権等に関する事項……………	1
② 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容 および当該体制の運用状況の概要……………	2
③ 連結計算書類の連結注記表……………	11
④ 計算書類の個別注記表……………	34

上記事項につきましては、法令および当社定款第25条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

① 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日現在の新株予約権等の状況

新株予約権 の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 行使期間	新株予約権 の行使価額 (1株当たり)
第77回	2017. 6. 9	1,432個	143,200株	2020. 4.20～2025. 4.19	1円
第78回	2017. 6. 9	779個	77,900株	2021. 4.20～2026. 4.19	1円
第79回	2017. 6. 9	1,128個	112,800株	2022. 4.20～2027. 4.19	1円
第80回	2017. 6. 9	127個	12,700株	2023. 4.20～2028. 4.19	1円
第81回	2017. 6. 9	282個	28,200株	2024. 4.20～2029. 4.19	1円
第85回	2018.11.20	9,363個	936,300株	2020.11.20～2025.11.19	573円

(注) 1. 各新株予約権は、すべて現金報酬に代わるストック・オプションとして、金銭による払込みを要しない形で発行しています。
2. 各新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要します。
3. 各新株予約権の一部行使はできません。また、権利行使制限期間中に退職等により役員または使用人の地位を失った場合は、原則として権利を失います。
4. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる普通株式の数は当事業年度末日現在の数であります。
5. 第1回ないし第76回、第82回ないし第84回新株予約権は、権利行使、権利失効および行使期間の終了等により、すべて消滅いたしました。

2. その他の重要な事項

2025年5月15日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。

付与されるRSUの総数	55,950,200個 (55,950,200株相当)
-------------	--------------------------------

2025年5月15日、当社は業績連動型株式ユニット（以下「PSU」）を当社の執行役に付与することを決議いたしました。

付与されるPSUの基準株数 (支給率150%を適用した場合の株数)	769,600株 (1,154,500株)
--------------------------------------	--------------------------

② 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は、以下のとおりです。また、当期における当該体制の運用状況の概要は、それぞれ項目ごとに破線枠内に記載のとおりです。

＜野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制＞

当社は、当社および野村グループの業務の適正を確保するため、以下の体制（以下「内部統制システム」という）を取締役会において定め、定期的にこれを評価し、必要な場合には見直しを行う。取締役会は、取締役および執行役の職務の執行の監督および野村グループの経営の基本方針の策定等を通じて業務の適正を確保するほか、執行役による内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、必要に応じてその改善を求める。

さらに、取締役会は、顧客の利益の重視・社会的使命の十分な自覚・法令等の遵守・社会貢献活動への取組みなど、野村グループの役職員すべてが遵守すべき指針として「野村グループ行動規範」を定め、これを徹底させるものとする。

＜Ⅰ. 監査委員会に関する事項＞

監査委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および監査法人ならびに社内の組織を利用して、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、野村グループの業務の適正の確保に資するものとする。

1. 職務を補助する取締役および使用人

- (1) 取締役会は、執行役を兼務しない常勤の取締役の中から、「監査特命取締役」を任命することができる。監査特命取締役は、監査委員会の監査を補助し、取締役会による取締役および執行役の職務の執行の監督を効果的に行うため、監査委員会の指示に従って職務を行う。
- (2) 監査委員会および取締役の職務を補助するため、取締役会室を置く。取締役会室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行う。取締役会室の使用人に係る採用、異動、懲戒については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を得なければならない。

＜上記体制の運用状況の概要＞

当社は、取締役の職務を補助する部署として取締役会室を設置しております。なお、業務執行からの独立性を確保するため、同室の使用人の人事考課は監査委員会が選定する監査委員が行っております。

2. 野村グループの監査体制

- (1) 当社は、監査委員会が子会社の監査等委員会等と連携して監査を実施することができるよう、持株会社である当社を中心としたグループ監査体制を構築する。
- (2) 監査委員会は、必要に応じて子会社の監査等委員会等と連携し、野村グループの業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行う。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社の監査委員会は、主要な子会社である野村證券をはじめとする子会社の監査等委員会等と連携し、監査を行っております。

監査委員会の委員長は野村證券の監査等委員会の委員長を兼務しており、さらに、当社の常勤監査委員や野村證券の監査特命取締役等が国内外における子会社の監査委員、監査等委員および監査役等を兼務することで、当社を中心にグループ各社が密接に連携する監査体制を構築し運営しております。また、当社の監査委員会は、グローバルかつグループワイドな連携強化の観点から、野村證券、野村アセットマネジメント、野村信託銀行の監査等委員や、海外3地域（欧州、米州、アジア）のそれぞれを統括する持株会社に設置された監査委員会の議長と、監査業務上の課題や問題意識に関する情報共有と意見の交換を行っております。また、当社の常勤監査委員ならびに野村證券、野村アセットマネジメントおよび野村信託銀行の監査等委員等が定例の会議を設けているほか、当社の取締役会室長が野村證券、野村アセットマネジメントおよび野村信託銀行の取締役会室長を兼務するとともに、同3社の取締役会室員も当社の取締役会室を兼務することで、監査業務上の連携を図っております。

3. 監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役は、経営会議等の重要な会議に出席または陪席することができる。
- (2) 監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人から、期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果、財務報告に係る内部統制の状況について説明を求めることができる。また、監査委員および監査特命取締役は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人と必要に応じて意見交換を行うことができる。
- (3) 監査委員会が選定する監査委員は、必要に応じて自らまたは他の監査委員もしくは監査特命取締役を通じて、当社または当社の子会社に対する実査を行うことができる。
- (4) 監査委員会および監査委員の職務の執行に必要な費用は、会社が負担する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

監査委員会の選定する監査委員は、経営会議等の重要な会議に出席しております。

監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人であるEY新日本有限責任監査法人から期初の監査計画、期中の監査状況、期末監査結果および財務報告にかかる内部統制の状況について直接説明を受けております。加えて、監査委員長および常勤監査委員は、EY新日本有限責任監査法人と定例の会議を実施するほか、監査委員が適宜に意見を求めるなど、EY新日本有限責任監査法人と監査上の問題認識などの共有と意見の交換を緊密に行っております。

また、監査委員は、必要に応じ自らまたは野村證券の監査特命取締役を通じて、当社の部室および野村證券を含む国内外における子会社に対する実査やインターネット会議等も利用したヒアリングを実施いたしました。それらの結果は、監査委員会に報告されております。

なお、監査委員会は、外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて当該弁護士に専門的意見を求めています。相談にかかる費用については、当社が負担しております。

4. 内部監査体制

- (1) 執行役は内部監査を担当する役員および部署を設置し、内部監査活動を通じて野村グループの業務全般にわたる内部統制の有効性および妥当性が確保される体制を整備する。
- (2) 内部監査に係る年次計画および予算の策定・変更については監査委員会の承認を得るものとし、内部監査部門の責任者の選解任については、監査委員会の同意を得なければならない。
- (3) 監査委員会は、内部監査部門から内部監査の実施状況や結果等に関する報告を聴取し、必要に応じて内部監査に係る年次計画の変更・追加監査の実施を指示するものとする。

〈上記体制の運用状況の概要〉

内部統制の有効性および妥当性を確保するため、当社にグループ・インターナル・オーディット部を、傘下の主要な子会社にも内部監査の専任部署を設置しております。これらの内部監査部門が業務執行から独立して内部監査を行っております。

内部監査にかかる年次計画（年次計画の変更を含みます。）、予算およびパフォーマンス目標について、監査委員会の承認を得ており、内部監査の実施状況およびその結果についても監査委員会へ報告されております。

監査委員会は、グループ・インターナル・オーディットヘッドから、直接内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況等について報告を受けるほか、インターナル・オーディットの組織上の独立性に関する報告を受けることとしております。また、グループ・インターナル・オーディットヘッドに対し、今後確認が必要と考える監査のポイントを踏まえた内部監査計画の策定を要請するなど、内部監査部門との連携も行っております。

また、監査委員長と常勤の監査委員は、会計監査人およびグループ・インターナル・オーディットヘッドと、定例の会議を設けて監査上の問題認識などの共有と意見の交換を行っており、野村グループの監査活動の充実に努めております。

〈Ⅱ. 執行役に関する事項〉

1. コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制

(1) 「野村グループ行動規範」の遵守および徹底

執行役は、「野村グループ行動規範」を遵守することを宣誓し、もって定款および法令諸規則に照らして適法な経営を推進するとともに、執行役員および使用人に対し同規範の浸透を図り、その遵守を徹底する。

(2) コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備

執行役は、コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループにおけるコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備に努めるものとする。

(3) コンプライアンス・ホットライン

①執行役は、野村グループにおける会計および会計監査に関する事項を含む法令遵守上疑義のある行為等について、役職員等が、当社の取締役会において指名する者に直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。

②執行役は、コンプライアンス・ホットラインに対する匿名の通報および通報内容の機密保持を保障する。

(4) 金融犯罪等に関する体制の整備

執行役は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策、贈収賄防止、反社会的勢力等との関係遮断、ならびに経済制裁への対応のため、必要な体制を整備する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社は、野村グループの一員として取るべき行動の指針を示した「野村グループ行動規範」を策定し、野村グループの役職員は毎年1回、この行動規範の遵守を宣誓することとしております。過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにする日である毎年8月の「野村『創業理念と企業倫理』の日」に、適正なコンダクトの在り方に関するディスカッション等を行うとともに、行動規範を遵守することへの宣誓を行っております。

当社は、行動規範の浸透ならびにコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理について議論・審議する場として野村グループ・コンダクト委員会を設けるとともに、管理の枠組みとして「野村グループ・コンダクト・プログラム」を策定しております。また、「野村グループ・コンダクト・リスク管理規程」および「グループ・コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、三線管理の考えのもと、第一線、第二線、第三線の役割を明確に定め、実効的な体制整備を進めております。第一線の各部門及び地域にシニア・コンダクト・オフィサーを設け、部門及び地域の状況に応じたコンダクト・リスク管理を進めております。そして、第二線であるコンプライアンス部署においては、野村グループのコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理を整備してその実効性を維持する責任者としてコンプライアンス統括責任者を選任するとともに、海外各地域および各社にコンプライアンス責任者を設けております。コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンス統括部署であるグループ・コンプライアンス部への指示等を通じて、海外地域および各社のコンプライアンス責任者と連携し、グローバルなビジネス展開に対応した内部管理態勢の強化、および海外拠点を含むグループ各社におけるコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備・維持を図っております。

当社の設置する「野村グループ・コンプライアンス・ホットライン」では、匿名での情報提供を可能とし、情報提供に関する秘密が厳守される体制を確保しております。情報提供における匿名性の確保を強化するため、専門の外部業者が提供する外部通報窓口も導入しております。

当社では「野村グループ行動規範」において、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与（以下、AML/CFT）、贈収賄・腐敗行為、反社会的勢力との取引について高いレベルの管理体制をもってこれを防ぐことを基本方針としております。AML/CFTにかかるグローバルな方針として「野村グループ・マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策方針」を制定し、各地域・グループ会社で遵守すべき原則および基準を規定しております。

野村グループでは、AML/CFT管理態勢を構築・維持する責任者としてグループAML/CFT統括責任者を選任しており、グループAML/CFT統括責任者を補佐するグループ・コンプライアンス部を設置しております。さらに野村グループ各社にはAML/CFT管理態勢に責任を負うマネー・ロンダリング対策コンプライアンス・オフィサーを設置しております。

また、贈収賄・腐敗行為防止にかかるグローバルな方針として「野村グループ贈収賄・腐敗行為防止方針」を制定し、コンプライアンス統括責任者が贈収賄・腐敗行為防止態勢の構築に責任を負い、それをグループ・コンプライアンス部が補佐することとしております。

これらの取組みを通じて、AML/CFT、贈収賄防止、反社会的勢力等との関係遮断、および経済制裁への対応に係る必要な管理体制の整備・維持をしております。

2. リスク管理体制

- (1) 執行役は、野村グループの業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等により、野村グループにおける三つの防衛線によるリスク管理体制を整備する。
- (2) 執行役は、リスク管理に関する重要事項について、定期的、かつ適時にリスク委員会に対して報告し、一定の事項について同意を得なければならない。
- (3) 執行役は、危機に対する予防措置および緊急時の対策等の基本原則を定めることにより、危機を予防または回避し、顧客および野村グループの役職員の安全確保、営業資産の保全、ならびに被害の軽減および早期復旧を図る体制を整備する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

リスク管理に関する基本原則、三つの防衛線による枠組みおよびガバナンスを規定し、もって野村グループの適切なリスク管理に資することを目的として、「リスク管理規程」を定めております。リスク管理を担当する部署は、ビジネスの執行を行う部署から独立した組織として構成され、業務の執行にかかる種々のリスクの識別・評価・監視・管理を行っております。

野村グループでは、経営戦略の目的と事業計画を達成するために許容するリスクの種類および水準をリスク・アペタイトとして定めております。業務運営から生じるリスクは、リスク・アペタイトの範囲内に抑制するという基本方針のもと、経営会議または経営会議から委任を受けたグループ・リスク管理委員会が、リスク管理に関する重要事項を審議・決定しております。

また、当社は、野村グループにおける危機管理の基本原則を「野村グループ危機管理規程」に定めております。当社は、同規程に基づき、野村グループにおける危機管理体制や業務継続体制の構築および円滑な運用を図るとともに危機発生時に柔軟かつ適切な対応を行うための指針を示しております。

さらに、グループ全体の危機管理を統括するとともに、再建・破綻処理計画の高度化およびオペレーショナル・レジリエンスの維持・確保に関する事項等を審議・報告し、意思決定する会議体として、野村グループ危機管理委員会を設置しております。同委員会の決議内容は経営会議に対して報告されます。

3. 職務執行に関する報告体制

- (1) 執行役は、取締役会に対し、3 ヶ月に1 回以上、自己の職務の執行の状況について報告を行うほか、野村グループの役職員による報告体制を整備する。
- (2) 執行役は、定期的に監査委員会に対して直接、または監査委員もしくは監査特命取締役を通じて以下に掲げる事項を報告する。
 - ①コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備運用状況
 - ②リスク管理状況
 - ③四半期毎の決算の概要および重要事項（重要な会計方針の選択または適用に関する事項ならびに財務報告に関する内部統制手続に関する事項を含む。）
 - ④コンプライアンス・ホットラインの運用状況および受領した通報内容

- (3) 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員および使用人は、監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。
- (4) 取締役、執行役および執行役員は、以下に掲げる事項を知った場合、直ちに監査委員または監査特命取締役に報告を行う。また、当該事項を知った執行役または執行役員は、経営会議等に報告し、適切な対策を講じる。
- ①野村グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスおよびコンダクトに関する重要な事項
 - ②野村グループ各社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
 - ③規制当局からの命令その他野村グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (5) 当社は、野村グループの役職員が前項各号に掲げる事項を発見した場合、直ちに、監査委員または監査特命取締役に対して、直接または間接に報告が行われる体制を整備する。
- (6) 当社は、前二項に規定する報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、必要な措置を講じる。

〈上記体制の運用状況の概要〉

執行役は、毎回の取締役会において経営会議の審議状況、グループの財務状況、各部門における業務執行の状況について報告を行っております。また、執行役は、監査委員会に対して直接、または監査委員を通じて各々の業務執行状況等について報告しております。加えて、執行役、執行役員および使用人は、監査委員からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項について速やかに報告を行っております。

当社は、野村グループの全役職員に対して、法令や社内規程に違反する疑いのある行為等を発見した場合は、速やかに各社所定の者に報告を行わなければならないことを、定期的に周知、徹底しております。また、野村グループでは、「野村グループ・コンプライアンス・ホットライン運営規程」等により、当該報告を行ったことを理由とする解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いを禁止しているほか、野村グループの全役職員に対して、そのような不利益な取扱いが禁止されていることを周知、徹底しております。

コンプライアンス・ホットラインの運用状況および受領した通報内容については、監査委員を通じての監査委員会への報告から、監査委員会に直接報告する体制へと変更が行われました。

4. 職務執行の効率性を確保するための体制

- (1) 執行役は、取締役会決議による業務の執行の決定の委任および職務分掌に基づいて野村グループの経営戦略および業務の執行の決定ならびに業務執行を行う。
- (2) 取締役会決議に基づき執行役に業務の執行の決定を委任された事項のうち、一定の重要事項については、経営会議等の会議体における審議を経て決定する。

- (3) 執行役は、経営会議における予算審議等を通じて、必要な経営資源の配分の決定または見直しを行い、野村グループの効率的な運営を確保する。
- (4) 執行役は、執行役員の職務分掌および使用人の職務権限を定め、執行役員および使用人の責任と権限を明確にし、もって効率的な職務執行体制および職務の執行の責任体制を確立する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社における業務執行の決定は、法令の定める範囲内で、取締役会から権限を委譲された執行役が機動的・効率的に行うこととしております。また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受けた執行役員が個々の担当分野のビジネス、オペレーションを担っております。

取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については経営会議、グループ・リスク管理委員会等の会議体を設置し、審議・決定しております。これらの会議体での審議状況について、取締役会は、各会議体から適宜報告を受けております。経営会議は、経営戦略および予算ならびに経営資源の配分をはじめとする、野村グループの経営にかかる重要事項について審議・決定しております。

5. 情報の保存および管理に関する体制

- (1) 執行役は、重要な会議の議事録、契約書、計算関係書類その他の重要な文書等（電磁的記録を含む。）について、関連資料とともに少なくとも10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 執行役は、財務情報を含む野村グループの非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進し、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するための体制を整備する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社では、重要な文書等について、いずれも関係法令および関連する社内規程ならびに契約等に従って適切に保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

野村グループでは、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するため、金融商品取引法や取引所規則等の適時開示にかかる関連法規則を遵守し、野村グループ各社に関する非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進することを基本方針としております。上記方針のもと、当社では「野村グループ情報開示に関するグローバル指針」を制定し、同指針のもと情報開示委員会を設置し、当社の開示に関する方針・内容等について審議・決定しております。

Ⅲ. 野村グループの内部統制システム

(1) 執行役は、野村グループ各社に対して当社の内部統制システムの内容を徹底のうえ、自社の実情を踏まえた内部統制システムの整備を行わせることにより、野村グループの業務の適正を確保する。

(2) 執行役は、Ⅰ～Ⅲに定める各体制の整備を含め、当社の財務報告に係る内部統制の有効性を確保する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社は、内部統制システムの改正の都度、改正内容および趣旨を野村グループ各社に徹底し、各社の実情に合わせた内部統制システムを整備するよう指導しております。また、当社は、重要な子会社を含めて財務報告上のリスクを把握し、それを踏まえて財務報告にかかる内部統制システムの整備・運用を行っております。これらの整備・運用状況については、内部監査部門による評価ならびに監査法人の監査および評価を受けております。

〔連結〕

③ 連結計算書類の連結注記表

連 結 注 記 表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成しております。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載および注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結計算書類作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体（あわせて「野村」）を連結の範囲に含めております。通常、議決権の過半を保有することが財務上の支配を保持している条件となりますので、当社は議決権の過半を保有している事業体を連結しております。また、米国財務会計基準審議会編纂書（以下「編纂書」）810「連結」の規定に従い、当社が主たる受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップ等の3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については、持分法により処理され、その他の資産一関連会社に対する投資および貸付金に計上しております。なお、編纂書825「金融商品」のもとで、公正価値オプションを選択したエクイティ投資については持分法を適用せず、公正価値により評価し、トレーディング資産、プライベートエクイティ・デット投資またはその他の資産一その他に計上しております。野村は経済的持分の39.7%を保有するアメリカン・センチュリー・カンパニーズ Inc.への投資に対して公正価値オプションを適用し、当該投資および関連する評価損益はその他の資産一その他および、収益一その他にそれぞれ計上しております。

また、編纂書946「金融サービスー投資会社」の対象となる投資会社は、その投資先に対して持分法や連結会計を適用せず、すべての投資を公正価値で計上し、公正価値の変動を損益として認識しております。投資会社子会社が保有する持分投資および負債投資はプライベートエクイティ・デット投資に計上しております。

〔重要な会計方針〕

3. 有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法

(1) トレーディング資産・負債

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は、連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。関連する損益は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(2) プライベートエクイティ・デット投資

プライベートエクイティ・デット投資は公正価値により評価されております。当該投資にかかる公正価値の変動額は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(3) 投資持分証券

投資持分証券には、営業目的または営業目的以外の目的で取得された、上場および非上場の株式が含まれております。営業目的で取得された投資持分証券は、連結貸借対照表においてその他の資産—投資持分証券に含まれており、営業目的以外で保有する投資持分証券は、その他の資産—その他に含まれております。

営業目的およびトレーディング活動を行っていない子会社で保有する営業目的以外の投資持分証券は、原則として公正価値により評価し、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

(4) トレーディング目的以外の負債証券

トレーディング目的以外の負債証券は、主にトレーディング活動を行っていない子会社によって保有される負債証券で構成されます。当該トレーディング目的以外の負債証券は、原則として編纂書320「投資-負債証券」において定義される満期保有証券に分類される場合は償却原価で測定され、売却可能証券に分類される場合は公正価値で測定され、公正価値の変動額は連結貸借対照表において法人税控除後の金額で、当社株主資本の構成要素の1つである累積的その他の包括利益に計上されます。また、編纂書825「金融商品」において認められる公正価値オプションを選択する場合は公正価値で計上され、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積もった耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。耐用年数が限定的な無形資産は利用可能期間にわたって定額法で償却しております。

5. 長期性資産

編纂書360「固定資産」（以下「編纂書360」）は長期性資産の減損および処分にかかる財務会計および報告の指針を規定しております。

編纂書360に従い、のれんおよびその他の非償却性無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には、必ず減損テストを実施しております。将来の割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、公正価値に基づき損失を認識しております。

〔連結〕

6. のれんおよび無形資産

のれんおよび非償却性無形資産は編纂書350「無形資産－のれんおよびその他」に従い、年1回（特定の状況がある場合にはより高い頻度で）減損の検討が行われております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

野村は公正価値で測定されていない金融債権の現在予想信用損失に対する引当金を編纂書326「金融商品－信用損失」（以下「編纂書326」）に従って計上しております。現在予想信用損失は、過去の事象、現在の状況および将来の予測に関する情報を含む、キャッシュ・フローの回収可能性に関する利用可能で、かつ、裏付け可能なすべての情報を考慮して、対象となる金融債権の予想残存期間にわたり、個別に、またはポートフォリオごとに計算されます。現在予想信用損失の計算にあたり、未収利息は金融商品の償却原価から控除しております。現在予想信用損失を決定するにあたって野村が使用する方法は、主に金融商品の性質や編纂書326で認められている実務上の便法が当社で適用されているかどうか、および金融債権から生じる予想信用損失が重大であるかどうかに依拠しております。

(2) 未払退職・年金費用

編纂書715「報酬－退職給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、確定給付年金において年金資産の公正価値と予測給付債務の差額として測定した制度の財政状態を認識しております。

未認識過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間で定額償却しております。

未認識の数理計算上の損益については、回廊額（＝予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10％）を超える部分を、従業員の平均残存勤務期間にわたり定額償却しております。

8. ヘッジ会計の方法等

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、発行済みの負債証券などのトレーディング目的以外の特定の負債の市場リスクおよび海外事業への純投資にかかる為替リスクを管理することであります。

これらのデリバティブ取引は、特定の資産または負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスク低減に有効であるようヘッジ指定され、ヘッジ対象資産負債の公正価値の変化および為替変動と高い相関性を有しております。野村は公正価値ヘッジまたは純投資ヘッジをこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに金融費用または為替換算調整勘定に含めて処理しております。

上記の他、従業員等に対して付与される株価連動型報酬にかかる株価変動リスクを管理するため、トレーディング目的以外でデリバティブを利用しております。また、投資持分証券の株価変動リスクを管理するため、特定のトレーディング負債を保有しております。

9. 外貨換算

連結計算書類の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、連結貸借対照表の累積的その他の包括利益に含まれております。外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の損益に計上しております。

10. 日本国内の100%子会社はグループ通算制度を導入しております。

11. 会計方針の変更

野村が2024年4月1日以降において適用した新しい会計基準の要約および連結計算書類への影響は下表のとおりです。

新会計基準	概要	適用日および 適用方法	連結計算書類 への影響
ASU第2022-03号 「公正価値測定」	・ 契約上の売却制限は企業特有の特徴であり、金融商品に特有の特徴ではないことから、当該制限は株式等の時価評価にあたり考慮しない旨を明確化します。 ・ 契約上の売買制限が付された株式等について、当該株式等の時価、当該制限の内容および残存期間ならびに当該制限が失効する状況の開示が要求されます。	野村は当該変更について2024年4月1日から将来に向かって適用しました。	適用による重要な影響はありませんでした。

自発的な会計方針の変更

2024年4月1日より、野村は編纂書940「金融サービス-ブローカー・ディーラー」（以下「編纂書940」）の当社およびその連結子会社への適用方法にかかる会計方針の変更を実施しました。2024年3月31日以前において、編纂書940は、野村の連結計算書類に含まれるすべての連結子会社に適用されていましたが、2024年4月1日より、当社およびブローカー・ディーラーではない連結子会社（以下「非ブローカー・ディーラー会社」）は編纂書940を適用しません。

当該会計方針の変更は、主に野村の銀行ビジネスおよびインベストメント・マネジメントビジネスの拡大が見込まれることを受け、非ブローカー・ディーラー会社が新たに購入するトレーディング目的以外の負債証券を、編纂書320「投資-負債証券」において定義される満期保有証券または売却可能証券に分類することを将来に向かって可能とするものです。満期保有証券に分類されるトレーディング目的以外の負債証券は、非ブローカー・ディーラー会社が満期まで保有する能力と意思を持つ負債証券であり、償却原価で測定され、売却可能証券に分類されるトレーディング目的以外の負債証券は公正価値で測定され、公正価値の変動額は

〔連結〕

連結貸借対照表において法人税控除後の金額で、当社株主資本の構成要素の1つである累積的その他の包括利益に計上されます。

この新たな会計方針を遡及適用することは、トレーディング目的以外の負債証券への当初の分類など過年度の会計上の判断を仮定することが必要であり、それは実務上不可能であるため、当社は当該会計方針を2024年4月1日から将来に向かって適用します。

当該会計方針の変更に際し、非ブローカー・ディーラー会社が保有する、従前編纂書940を適用し経常的に公正価値で評価の上、公正価値の変動額を損益に計上していた既存のトレーディング目的の貸付金およびトレーディング目的以外の負債証券については、2024年4月1日をもって編纂書825「金融商品」において認められる公正価値オプションを選択し、引き続き経常的に公正価値で評価の上、公正価値の変動額を損益に計上します。また、2024年4月1日以降に新たに組成または購入した、非ブローカー・ディーラー会社が保有する、トレーディング目的の貸付金および一部のトレーディング目的以外の負債証券についても、同様に公正価値オプションを選択しています。当該貸付金は引き続き連結貸借対照表上トレーディング資産に表示され、公正価値の変動額は連結損益計算書上トレーディング損益に表示されます。同様に、公正価値オプションを選択したトレーディング目的以外の負債証券は、引き続き連結貸借対照表上トレーディング目的以外の負債証券に表示され、公正価値の変動額は連結損益計算書上収益－その他に表示されます。

当該会計方針の変更により、2024年4月1日以降に非ブローカー・ディーラー会社が取得するトレーディング目的以外の負債証券が満期保有証券または売却可能証券に分類された場合、減損損失を認識する場合を除き、当該負債証券の公正価値の変動は損益に計上されないこととなります。

2025年3月期において当該会計方針の変更による連結計算書類への重要な影響はありませんでした。

〔収益認識に関する注記〕

12. 顧客に提供したサービスから得た収益

サービスの種類ごとの収益

次の表は、連結損益計算書において関連する項目ごとに、野村が顧客に提供したサービスから得た収益の内訳を表しております。

(単位：百万円)

委託・投信募集手数料	407,011
投資銀行業務手数料	212,234
アセットマネジメント業務手数料	378,196
その他	71,221
合計	1,068,662

連結損益計算書の委託・投信募集手数料に計上される金額は主に、顧客への取引執行・清算および投資信託募集サービスから発生しております。投資銀行業務手数料は、財務アドバイザリーサービス、引受および売出業務サービスから発生しております。アセットマネジメント業務手数料は、アセットマネジメント業務サービスから発生しております。

以下の表は、顧客に対して提供した主要なサービスごとの収益認識基準、仮定や重要な判断についての要約情報を示すもので、それぞれのサービスに含まれる履行義務の性質、それらの履行義務が一時点で充足されるか一定期間で充足されるかを含んでいます。一定期間に履行義務が充足されるものについては、収益認識を行うためのインプット、アウトプット法の説明を行っています。

サービスの種類	サービスの概要	主要な収益認識基準、仮定および判断
取引執行・清算および投資信託募集サービス	顧客の有価証券の委託売買	取引執行および清算手数料は、一時点、つまり約定日に認識されます
	ファンドの販売	ファンドの販売報酬は、当該ファンドの投資持分が第三者に販売された時点で認識されます
	顧客の有価証券およびデリバティブの清算代行	野村が、投資情報調査やこれに類するサービスを代理人として提供する場合は、ソフトダラーの金額を差し引いた純額で認識されます
財務アドバイザリーサービス	M&Aの仲介など、特定の取引に関連する顧客に対する財務的助言の提供	成功報酬は変動対価であり、重要な戻し入れが発生しないと判断された時点、つまり通常は取引が完了した時点で認識されます
	特定の取引以外や全般的企業情報および同種の調査に関する財務的助言の提供	着手金やマイルストーン報酬は、関連する履行義務が一定期間に従い充足されるか、または一時点に充足されるかの判断に基づき、関連する期間にわたり認識される、または関連する取引が完了するまで繰り延べられた上で認識されることとなります
	フェアネスオピニオンの発行	
	顧客のための複雑な金融商品の組成業務	収益が一時点で認識されるか、一定期間に認識されるかの判断は、報酬が（事業買収もしくは売却のように）顧客のための特定の取引または成果に影響を受けるか否か、当該特定の取引の実施前に顧客に提供された便益の性質と程度、および、それらの取引または成果の契約全体に占める重要性に基づいて決定されます
		関連する履行義務が一定期間に従い充足される着手金やマイルストーン報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます

〔連結〕

引受および売出業務サービス	負債性、資本性その他の金融商品の引受業務	引受や、募集に関する収益は、当該業務の完了時点で認識されます
	売出業務	融資の実行が見込まれないコミットメントフィーは、時間の経過に基づきファシリティの期間に応じて均等に認識されます
	顧客向け貸付金のアレンジ業務	
	顧客向けローンシンジケート業務	引受および募集に関するコストは、野村が当事者または代理人として行動しているかどうかによって収益の控除または総額で認識されます
アセットマネジメント業務サービス	ファンド、投資信託やその他の投資ビークルの運用	ファンド、投資信託、その他の事業体のマネジメント業務手数料は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
	投資助言サービスの提供	
	カストディヤや事務サービスの提供	成果に基づく報酬は一時点で認識される変動対価であり、履行状況に基づき重要な戻し入れがないと判断された場合に認識されます
		カストディヤや事務手数料は時間に応じて均等に認識されます

一時点で認識される収益に関して、報酬の支払いは、通常、履行義務の充足と同時、または、履行義務を充足して以降の、数日または数か月間内で受領されます。一定期間を通じて認識される収益に関する報酬の支払いは、通常、毎月、3か月ごと、もしくは6か月ごとに受領されます。

当連結会計年度末における、編纂書606「顧客との契約から生じる収益」（以下「編纂書606」）の対象範囲に含まれる顧客との契約から生じた受取債権および契約負債に関する残高は以下のとおりです。なお、当連結会計年度末における契約資産の残高は重要ではありません。

顧客との契約から生じた受取債権	114,158百万円
契約負債 ⁽¹⁾	5,276百万円

(1) 契約負債は、主に投資助言サービスの提供から発生し、期間の経過に関連して認識されます。

なお、前連結会計年度末の契約負債の残高は、当連結会計年度に収益として認識されます。前連結会計年度に充足済みの履行義務に基づき、当連結会計年度に2,737百万円の収益を認識しています。

残存する履行義務に配分した取引価格は550百万円です。なお、編纂書606の容認規定に基づき、当初から1年以内と見込まれる履行義務の残存部分に関する開示は行っていないため、上記に含まれておりません。

[会計上の見積りに関する注記]

13. 会計上の重要な見積り

下表は、重要な会計方針やこれらの会計方針の適用に含まれる重要な会計上の見積もり、見積もりの要素、経営者による仮定と判断、当連結会計年度における見積もりおよび仮定の変更の影響について要約したものです。

重要な会計方針	重要な会計上の 見積もり	経営者による重要な主観的仮定または判断	当連結会計年度における見積 もりおよび仮定の変更の影響
金融商品の公正 価値	金融商品の公正 価値の見積もり	野村が保有する金融商品は主に公正価値で評価されており、野村の連結計算書類において重要な残高を構成しております。それらの金融商品は観察可能な市場価格で評価されるもののほか、評価モデルや仮定等を使用して評価されるものもあり、その場合評価方法やモデルの選択には判断が含まれます。上記は、特定の金融商品にかかる実現および未実現損益または累積的その他の包括利益の金額および計上時期に影響を与えます。	当社の評価手法および公正 価値の階層における金融商 品の分類に関する方針につ いては、注記18 「金融商 品」を参照してください。
注記18 「金融 商品」		適切な評価手法の選択 ・ 活発な市場において観察可能な市場価格によって公正価値評価される金融商品については、野村は一般的に、当該金融商品の公正価値を決定するため、レベル1のインプットとして当該価格を使用します。 ・ このような観察可能な価格が入手できない金融商品については、レベル2もしくは3のインプットにより公正価値が測定されます。異なる評価手法および仮定が適用された場合公正価値の測定結果は異なりうるため、適切な評価手法の選択と評価手法に適用される仮定の評価に重要な判断が含まれます。評価手法を選択する際には、これらの金融商品が取引される特定の状況や市場、信頼性のあるインプットの利用可能性、関連する観察可能なインプットの使用の最大化、観察不能なインプットの使用の最小化などのさまざまな要因が考慮されます。 レベル3インプットの重要性 ・ 市場で観察不能なインプットが用いられる、公正価値レベル3の金融商品の公正価値評価は、より多くの判断を必要とします。 ・ これらの金融商品の公正価値は、流動性、経済環境および特定の金融商品に影響を与えるリスクに対する認識を含む、市場参加者が価格を決定する際に使用する仮定についての経営者の判断に基づいて決定されます。	

〔連結〕

〔連結貸借対照表に関する注記〕

14. 担保に供している資産

トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資などに含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）。 8,666,326百万円

投資持分証券に含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）。 272百万円

関連会社に対する投資および貸付金に含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）。 7,460百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられている資産残高。 4,239,410百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、担保付借入取引等において、担保により保証するため、もしくはその他の目的のため差し入れられている資産残高。⁽¹⁾⁽²⁾ 2,515,097百万円

(1) 特別目的事業体を通じた資金調達および資産に対する支配を喪失しない譲渡取引において担保として差し入れているとみなされる資産残高を含みます。

(2) このほかに借入有価証券および担保受入有価証券を20,356百万円差し入れております。

15. 証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達の目的のためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結計算書類では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益―トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して

保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については、野村は最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が当連結会計年度において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは6,347億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した損失は4億円でした。さらに当連結会計年度において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は7,080億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは7,426億円となっております。2025年3月31日現在で、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高は7兆1,228億円となっており、これらの大半は国債・地方債、および政府系機関債です。また、2025年3月31日現在で野村はこれらの特別目的事業体に対して2,500億円の持分を当初から継続的に保有しており、当連結会計年度において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額は276億円となっております。その他契約外の財務支援は行っておりません。

〔連結〕

16. 偶発事象

訴訟およびその他の法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」（以下「編纂書450」）に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合とは当社に対する損失の発生蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義されております。2025年3月31日現在、未解決の訴訟その他の法的手続きのうち、損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能であるものについて認識した負債は14,240百万円であり、連結貸借対照表上、その他の負債に計上しております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結計算書類の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができません。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結計算書類の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2025年5月15日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約410億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でないこと、②相手方が損害を明らかにしていないこと、③損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、⑤時効の適用等を含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていないこと、⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること、または⑦野村に対し金銭の支払を求める判決等がなされたが、その理由や金額の算定の背景等の詳細を受領していないこと等が挙げられます。

野村は、引き続き、野村に対する関係当局等による調査手続き等において適切に対応するとともに、これらの訴訟や法的手続きにおいてその正当性を主張してまいります。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド（共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」）が過去にノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）に支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」）を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人（以下「Madoff管財人」）がニューヨーク南部地区米国破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。これら2件の訴訟は、同じ約34百万米ドルの償還金および金利の返還を請求するものです。

2011年11月、NIPは、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所において、Madoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の6年間に受け取ったと主張し、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき、約24.4百万米ドルおよび金利の返還を請求しています。

当社の米国子会社では、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入することで、住宅用不動産担保ローンを住宅用不動産ローン担保証券（以下「RMBS」）とする証券化を行っておりました。これらの子会社では、借り手の特性や物件の状況（信用状態やガイドライン、法律への準拠を含む）などローンに関する表明保証（representations）をオリジネーターから受け入れ、証券化に際し信託受託者に対して提供していました。2005年から2007年の間に発行されたRMBSに関して、これらの子会社は合計3,203百万米ドルの買戻請求を受けましたが、表明違反請求に適用される時効成立後の請求には応じていません。一部の投資家は2011年から2014年にかけて、受託者を通じて契約違反の訴訟を提起しています。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく係属中であり、証拠調べ手続きが終了しました。当社は裁判外でこれらの和解の可能性を模索してきました。5信託に関する訴訟について和解契約を締結し、訴訟は終結しました。残る2信託については、証券保有者による和解契約の決議が完了しており、裁判所による和解契約の承認手続きが行われております。

〔連結〕

NIPは2009年にモンテパスキ銀行（以下「MPS」）との間で締結したデリバティブ取引に関して、以下に記載のイタリアでの2件の民事訴訟手続きおよび行政手続きに関与しています。当該デリバティブ取引については刑事手続きの審理も行われましたが、NIPおよびNIPの元従業員2名の無罪判決が確定しています。また、その他の民事訴訟も終結しています。

2018年1月、Alken Fund Sicav（ルクセンブルク籍のファンドAlken Fund European Opportunities、Alken Fund Absolute Return Europeの代理人）およびファンド管理会社Virmont S.A.（旧Alken Luxembourg S.A.）（以下総称して「Alken」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計5名ならびにNIPに対して提起されたもので、Alkenは約434百万ユーロおよび金利の損害賠償等を請求しています。2021年7月、裁判所はAlkenの請求をすべて棄却しました。2022年2月、Alkenは当該判決について、ミラノ控訴裁判所に控訴しました。2023年11月、ミラノ控訴裁判所はAlkenからの控訴を棄却しました。2024年1月、Alkenは当該判決について、イタリア最高裁判所に上告しました。

2019年5月、York Global Finance Offshore BDH (Luxembourg) Sàrlおよびそれに関連すると思われる多くのファンド（以下総称して「York」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計3名ならびにNIPに対して提起されたもので、Yorkは約186.7百万ユーロおよび金利の損害賠償等を請求しています。2024年5月、裁判所はYorkの請求をすべて棄却しました。2024年6月、Yorkは当該判決について、ミラノ控訴裁判所に控訴しました。

また、NIPはイタリア金融規制当局（以下「CONSOB」）より、当該デリバティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員3名、NIPの元役職員2名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役職員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられておりました。2018年5月22日、CONSOBは、NIPの元役職員2名それぞれに対し、10万ユーロの罰金を命じる決定を下し、また、それらの元役職員が、それぞれ3か月間および6か月間、イタリア法に基づき必要となる上級職務資格の要件を満たさないとの決定を下しました。NIPは当該罰金の支払いに対して連帯責任を負うことから、これら罰金の支払いを行い、当該決定についてミラノ控訴裁判所に対し不服申立てを行いました。2020年12月、ミラノ控訴裁判所はCONSOBの決定を覆しました。CONSOBはイタリア最高裁判所に対し上訴しましたが、その後、上訴は取下げられ、本件は終結しました。

2021年5月20日、欧州委員会は、NIP、当社および他の複数の銀行に対し、欧州国債の発行および流通市場における取引に関連して欧州競争法に違反する行為があったとする決定を発出しました。欧州委員会は、欧州国債市場における反競争的な合意形成や協調的行動による欧州競争法違反を認定し、NIPおよび当社に対し、約129.6百万ユーロの課徴金の支払いを命じました。当該課徴金については暫定的に支払を行っております。2021年8月、NIPおよび当社は、この決定に対し欧州連合の一般裁判所へ不服申立を行いました。2025年3月、一般裁判所は欧州委員会の決定を支持しましたが、NIPおよび当社の課徴金額を約125.6百万ユーロに減額しました。

NIPは、欧州国債の発行市場および流通市場における価格操作により米国独占禁止法違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟の被告となっていました。NIPおよびその他の被告らは、法的責任は認めない形で原告との和解に合意し、裁判所による和解の最終承認を得ております。

野村は、債券発行に関連する金利スワップ取引に関連して、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」）からの情報提供の要請に対応しました。2021年2月1日、CFTCは、2015年に行われた金利スワップ取引に関連して、野村の社員1名に対し、米国商品取引所法の詐欺・価格操作および不実陳述規制に違反したとして、民事訴追手続きを開始しました。

2017年9月および2017年11月、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・スペシャル・インベストメンツ・シンガポール Pte Limited（以下「NSIS」）はそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSIS、その関係会社、China Firsttextile (Holdings) Limited（以下「FT」）および関係する個人に対してFirst Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank、E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd.、Hwatai Bank, Ltd. およびBank of Taiwan（以下総称して「FTシンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたFTシンジケート団銀行によって実行されたFTに対する100百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。FTシンジケート団銀行は、台湾法の不法行為等を根拠として約68百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めました。台北地方裁判所は2023年10月13日付判決において、FTシンジケート団銀行の請求を全面的に棄却しました。2023年11月、FTシンジケート団銀行8行のうち7行（First Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank、E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd. およびBank of Taiwan）は台湾高等法院（高等裁判所）に控訴し、当該訴訟は2024年2月から同裁判所にて係属中です。約63百万ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。

2017年8月、NIPは、ドイツのケルン検察より、野村グループの元社員らによる脱税行為への関与につき捜査を行っている旨の連絡を受けました。本件捜査は、2007年から2012年における特定のドイツ株について配当基準日前後に行われた取引の計画および実施、また税還付申告に関するものであり、元社員らの一部がドイツにおける捜査手続きの対象となっております。これにともない、NIPおよび野村グループの該当会社は、取引データその他関連資料の提出等の検察の要請に対応しております。2023年4月、野村グループのフランクフルトのオフィスに対し、検察による搜索が実施されました。特定のドイツ株について、上記以外の取引も捜査対象となっているものと思料されます。今後野村グループおよび元社員らに対する捜査が裁判に移行されるに至った場合には、判決により元社員らに刑事罰が科され、また該当会社に対して行政罰としての課徴金および利益没収等の処分が科される可能性があります。

2022年8月以降、当社のインド子会社であるNomura Financial Advisory and Securities (India) Private Limited（以下「NFASI」）は、同社を含む複数の被告とともにボンベイ高等裁判所に提起された7件の訴訟およびムンバイ市民事裁判所に提起された1件の訴訟について送達を受けました。いずれの訴訟も同じ株式売却に関するものであり、原告8名の株式売却について、NFASIがファイナンシャル・アドバイザーを務めていました。原告らは、NFASIがファイナンシャル・アドバイザーとしての義務を履行しなかった等と主張しています。請求額は、合計約52億インドルピーおよび金利です。

2024年10月、NIPは、イタリアの会計検査院の検察官より、NIPがイタリアの地方公共団体との間で2005年に締結したアドバイザリー契約に関連して、民事訴訟を提起されました。検察官は、NIPが顧客に対し損害を生じさせたと主張し、約122.8百万ユーロの損害賠償を請求しています。

〔連結〕

野村は、上記の主な訴訟その他の法的手続きに加えて、トレーディング、ファイナンス、プライム・ブローカレッジ、マーケットメイキング、アドバイザリーサービス、投資運用サービス、財務報告を含む野村が行う業務に関し、取引先等の第三者から訴訟等による請求を受け、または規制当局、税務当局、およびその他の政府機関による公式および非公式の検査、情報提供要請、監査、査定、調査等を受ける場合があります。そのうちの一部は野村に不利な判決、和解、罰金、制裁、差止命令、または一部の業務の停止等の結果につながる可能性があります。これらは、現時点では重要なものとは認められず、個別には主な訴訟その他の法的手続きとして開示しておりません。

17. 保証債務

編纂書460「保証」に準拠し、債務保証にともない認識される義務に関して、その公正価値を負債として連結貸借対照表に計上しております。

債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる野村のデリバティブ取引ならびにスタンバイ信用状およびその他の債務保証の潜在的な最大支払額または契約金額は、以下のとおりであります。

なお、一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。野村はすべてのデリバティブ取引を公正価値で認識しております。野村は、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

デリバティブ取引 ⁽¹⁾⁽²⁾	609,318,612百万円
スタンバイ信用状およびその他の債務保証 ⁽³⁾	4,939,056百万円
(1) デリバティブ取引の帳簿価額（負債）は9,399,725百万円であります。 (2) 上記のデリバティブ取引の金額に含まれていない野村が売手となるクレジット・デリバティブの想定元本額は28,374,471百万円であり、その帳簿価額（資産）は349,471百万円であります。 (3) 主に特定のスポンサード・レポプログラムに関連して野村が清算機関に対して行う顧客の支払義務に関する保証を含んでおります。野村は当該保証の潜在的な最大支払額に対して、概ね同額の担保を実質的に有しております。	

〔金融商品に関する注記〕

18. 金融商品

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

すべての公正価値は、編纂書820「公正価値測定と開示」の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融商品の内容およびリスク

野村のトレーディング業務は、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続き、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にすよう努めております。こうしたデリバティブ金融商品から生じる取引相手のクレジットリスクを与信審査、リスク上限の設定およびモニタリングによって管理しております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。

〔連結〕

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります、また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、欧州連合加盟各国政府および英国政府（以下「EU & U.K.」）およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。次の表は野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。なお、店頭デリバティブにつきましては、マスター・ネットिंग契約に基づき取引相手ごとに相殺し、かつ担保と相殺した後のエクスポージャー純額は、主な取引先業種である金融機関に対して4,695億円であります。

	(単位：億円)				
	2025年3月31日				
	日本	米国	EU & U.K.	その他	合計 ⁽¹⁾
政府債・地方債および政府系機関債	28,969	26,286	26,552	14,696	96,503

(1) 上記金額のほかに、連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債・政府系機関債が当連結会計年度末3,130億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

金融商品の公正価値の階層

公正価値で測定されたすべての金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、同一の金融商品の（未調整の）取引価格を反映した観測可能な評価インプット

レベル2

レベル1に含まれる取引価格以外の、直接的に、または、間接的に観測可能な評価インプット

レベル3

野村の仮定や特定のデータを反映する観測不能な評価インプット

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の2025年3月31日現在のレベル別の金額は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2025年3月31日				
	レベル1	レベル2	レベル3	取引相手ごと および 現金担保との 相殺 ⁽¹⁾	当期末残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベート エクイティ・デット投資 ⁽²⁾⁽³⁾					
現物取引	103,533	95,093	6,211	－	204,837
デリバティブ取引	402	194,221	2,157	△177,111	19,669
貸付金および受取債権 ⁽⁴⁾	－	17,953	4,478	－	22,431
担保付契約 ⁽⁵⁾	－	3,440	147	－	3,587
その他の資産 ⁽²⁾⁽⁶⁾	3,268	6,107	2,922	－	12,297
合計	107,203	316,814	15,915	△177,111	262,821
負債：					
トレーディング負債					
現物取引	84,033	9,929	13	－	93,975
デリバティブ取引	377	190,427	2,617	△173,608	19,813
短期借入 ⁽⁷⁾	－	5,948	358	－	6,306
支払債務および受入預金 ⁽⁸⁾	－	3,114	137	－	3,251
担保付調達 ⁽⁵⁾	－	7,039	－	－	7,039
長期借入 ⁽⁷⁾⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾	103	64,278	4,771	－	69,152
その他の負債 ⁽¹¹⁾	1,321	2,645	655	－	4,621
合計	85,834	283,380	8,551	△173,608	204,157

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手ごとの相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している投資は公正価値の階層から除いております。当期末において、これらの投資はトレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資に734億円、その他の資産に34億円含まれています。
- (3) プライベートエクイティ・デット投資は持分または他の劣後資本（メザンローン等）の非上場商品であります。公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (4) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (5) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (6) 毎期経常的に公正価値を測定している非金融資産を含んでおります。
- (7) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (8) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (9) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (10) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。
- (11) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

〔連結〕

見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておりません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されておりません。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。このうち、当連結会計年度末において連結貸借対照表計上額と見積公正価値に重要な差額があるものは長期借入です。長期借入については、仕組債を含む一定の金融商品は公正価値オプションの適用に基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入金額もしくは社債の償却原価で計上されております。公正価値オプションを選択しない長期借入の見積公正価値は、利用可能な取引所価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割引くことにより推計しております。2025年3月31日における長期借入の連結貸借対照表計上額は13兆3,737億円、その公正価値または見積公正価値の金額は13兆3,855億円となっております。

長期借入の満期年限別金額

2025年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値評価の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：億円)
2026年3月期	13,828
2027年3月期	15,782
2028年3月期	13,456
2029年3月期	14,730
2030年3月期	16,786
2031年3月期以降	54,533
小計	129,115
譲渡取消による担保付借入	4,621
合計	133,737

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、金融資産移転取引が編纂書860に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。当該借入は、野村の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

〔連結〕

〔1 株当たり情報に関する注記〕

19. 1 株当たり情報

1 株当たり株主資本 ⁽¹⁾	1,174.10円
基本的 1 株当たり当期純利益 ⁽²⁾	115.30円

(1) 1 株当たり株主資本は、当社株主資本合計を用いて算出しております。

(2) 基本的 1 株当たり当期純利益は、当社株主に帰属する当期純利益を用いて算出しております。

決算日後に生じた事象

(自己株式の取得)

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得にかかる事項を決議しました。

(1)自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2)取得にかかる事項の内容

①取得対象株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

1 億株（上限）（発行済株式総数に対する割合3.2%）

③株式の取得価額の総額

600億円（上限）

④取得期間

2025年5月15日～2025年12月30日

（ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。）

⑤取得方法

信託方式による市場買付

（信託契約の締結の時期およびその内容（買付開始時期含む）その他本件自己株式取得に関して必要な事項については、代表執行役または財務統括責任者に一任する。）

〔その他注記〕

20. 重要な後発事象

マッコーリー・グループの資産運用会社の買収

2025年4月22日、野村はMacquarie Management Holdings, Inc.、Macquarie Investment Management Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.、およびMacquarie Investment Management Holdings (Austria) GmbHの全持分を取得する持分譲渡契約を締結しました。当該持分の譲渡は、所定の規制当局の承認を経て、2025年12月末までに完了する予定であり、完了時点でこれらの会社は野村の連結子会社となります。

この取引は編纂書805「企業結合」に基づき企業結合として会計処理され、のれんの金額も含めて決定される予定です。取得対価は現金で約18億米ドル（約2,647億円（1米ドル＝147.08円換算））の見込みであり、譲渡完了時点の対象事業の預り資産の金額や運転資本、負債等の状況により取得対価は調整される可能性があります。野村は現在、本企業結合に関連する会計処理の分析を行っています。

買収完了後、野村は取得した事業をインベストメント・マネジメント部門の報告セグメントに含める予定です。

連結子会社の固定資産の譲渡

野村は、保有資産の有効活用を目的として、2025年4月10日に、東京都港区高輪二丁目に所在する土地および建物を譲渡しました。取引相手には関連会社である野村不動産ホールディングス株式会社の子会社である野村不動産株式会社および第三者金融会社が含まれております。この結果、2026年3月期第1四半期の連結財務諸表において、売却益として56,144百万円が計上される見込みです。

新部門の設立

野村は、2025年4月1日付で「バンキング部門」を新設しました。

譲渡制限株式ユニットおよび業績連動型株式ユニット

2025年5月15日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は55,950,200個（55,950,200株相当）です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し、主に自己株式処分により当社の普通株式等を交付するというものです。

2025年5月15日、当社は業績連動型株式ユニット（以下「PSU」）を当社の執行役に付与することを決議いたしました。付与されるPSUの基準株数は769,600株であり、支給率150%を適用した場合の株数は1,154,500株です。PSUとは、付与から3年後に、対象者に対し、業績評価期間における業績指標の実績に応じ、主に自己株式処分により当社の普通株式等を交付するというものです。

野村は、上記のRSUおよびPSU以外にも、当社の株価等と連動させた報酬制度を採用しております。本制度の対象となる使用人

〔連結〕

等は、その支給を得るために将来の一定期間当社の使用人等として業務に従事するなどの必要があり、一定事由による退職等があった場合、受給資格を失います。翌連結会計年度についても、当社は、当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に対し、当社の株価等に連動した報酬の付与を行う予定です。当社は将来の支給時期直前の一定期間の当社株価等に連動する金額の現金またはこれに相当する額の資産等を支給します。

④ 計算書類の個別注記表

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に準拠して作成しております。
記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券

ア 市場価格のない株式等以外のもの

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

イ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。

〔単体〕

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

7. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

野村ブランドの使用の対価として受領する報酬は、サービス提供期間の経過とともに履行義務が充足されます。当該履行義務は通常の契約期間にわたり充足されると判断し、サービスの享受者の収入に応じて商標利用料収入として収益認識しております。

業務委託サービス提供の対価として受領する報酬は、サービス提供期間の経過とともに履行義務が充足されます。当該履行義務は通常の契約期間にわたり充足されると判断し、均等にその他の売上高として収益認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、繰延ヘッジによっております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。また、為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務により、外貨建の子会社株式等にかかる為替変動リスクをヘッジしております。さらに一部のその他の有価証券の株価変動リスクをヘッジするため、トータルリターンスワップを行っております。

(3) ヘッジ方針

社債および借入金にかかる金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、外貨建子会社株式にかかる為替変動リスクは、原則として為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務によりヘッジしております。その他有価証券の株価変動リスクは、トータルリターンスワップによりヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等を定期的に比較する方法により、ヘッジの有効性を検証しております。

9. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りにより当事業年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 67,034百万円

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	5,339,981百万円
短期金銭債務	2,993,943百万円
長期金銭債権	2,745,295百万円
長期金銭債務	1,798,271百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 43,908百万円

〔単体〕

3. 差入有価証券等

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等11,203百万円の差入れを行っております。

4. 社債中の劣後特約付社債

414,500百万円

5. 保証債務の残高⁽¹⁾

野村グローバル・ファイナンス株式会社	借入・社債・レポ取引	2,695,770百万円
ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	借入・社債・レポ取引	1,986,675百万円(2)
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	借入・社債・レポ取引	821,199百万円(3)
ノムラ・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	808,271百万円
ノムラ・インターナショナルPLC	デリバティブ	511,264百万円(3)
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.	デリバティブ	498,813百万円(3)
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	408,259百万円
ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカ LLC	借入・社債・レポ取引	212,617百万円
ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLC	借入・社債・レポ取引	179,734百万円
その他		280,572百万円(3)

(1) 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

(2) ノムラ・インターナショナル・（ホンコン）LIMITEDと連帯して保証する債務を含んでおります。

(3) 野村證券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高	
営業収益	648,893百万円
営業費用	262,561百万円
営業取引以外の取引高	6,237百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	3,163,562,601	－	－	3,163,562,601

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	192,432,164	63,523,657	48,981,337	206,974,484

（変動事由の概要）

増加の内訳は、次のとおりであります。

市場買付にともなう増加	63,503,000株
単元未満株式の買取請求にともなう増加	20,657株

減少の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使や譲渡制限株式ユニットの割当にともなう減少	48,981,222株
単元未満株式の買増しにともなう減少	115株

〔単体〕

3. 新株予約権に関する事項

名称	新株予約権の 割当日	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数	名称	新株予約権の 割当日	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数
第77回	2017.6.9	普通株式	143,200株	第80回	2017.6.9	普通株式	12,700株
第78回	2017.6.9	普通株式	77,900株	第81回	2017.6.9	普通株式	28,200株
第79回	2017.6.9	普通株式	112,800株	第85回	2018.11.20	普通株式	936,300株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年4月26日 取締役会	普通株式	44,567	15.00	2024年3月31日	2024年6月3日
2024年11月1日 取締役会	普通株式	67,974	23.00	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月25日 取締役会	普通株式	100,524	34.00	2025年3月31日	2025年6月2日

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産および負債の発生的主要原因別内訳

繰延税金資産	
有価証券等評価損	134,369百万円
繰延ヘッジ損益	43,852百万円
デリバティブ	7,283百万円
地方税繰越欠損金	5,945百万円
固定資産評価減	2,411百万円
その他	2,869百万円
繰延税金資産小計	196,730百万円
評価性引当額	△118,612百万円
繰延税金資産合計	78,118百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,169百万円
繰延ヘッジ損益	△1,594百万円
その他	△321百万円
繰延税金負債合計	△11,084百万円
繰延税金資産の純額	67,034百万円

2. 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

〔単体〕

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社および関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	摘要
子会社	野村證券株式会社	(所有) 直接 100%	諸設備の提供 資金の貸付 資金の借入 情報システム に関する業務 委託 役員の兼任	情報処理システム 利用料の受取	98,431	未収収益	22,311	(注1)
				商標利用料の受取	53,505	未収収益	5,394	(注2)
				資金の貸付	113,742	短期貸付金	52,700	(注3)
				利息の受取	8,679	未収収益	1,262	(注4)
				劣後特約付コミットメントラインの設定	700,000	関係会社 長期貸付金	470,000	
				資金の貸付	456,923	－	－	(注5)
				コミットメントライン設定料の受入	460	－	－	
				デリバティブ契約にかかる担保金差入	173,034	差入保証金	175,331	(注6)
				情報処理システム 開発料等の支払	11,343	未払費用	1,151	(注7)
子会社	ノムラ・インターナショナルPLC	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	1,319,535 870	－ 未収収益	－ 914	(注8)
子会社	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.	(所有) 間接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	62,094 125	短期貸付金 未収収益	212,836 －	(注9)
子会社	ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	(所有) 直接 100%	資金の借入 債務保証	資金の借入 利息の支払	215,385 3,259	短期借入金 未払費用	1,520,000 24	(注10)
				債務保証 保証料の受入	1,986,675 868	－ 未収収益	－ 877	(注8)
子会社	ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	4,041,394 155,308	短期貸付金 関係会社 長期貸付金 未収収益	2,891,685 1,021,734 26,031	(注3)
子会社	ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカLLC	(所有) 間接 100%	資金の貸付 債務保証	資金の貸付	1,463,876	短期貸付金 関係会社 長期貸付金	1,132,319 319,254	(注3)
				利息の受取	49,177	未収収益	5,822	
				債務保証	212,617	－	－	
				保証料の受入	216	未収収益	213	(注8)
子会社	ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLC.	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	179,734 93	－ 未収収益	－ 92	(注8)
子会社	ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	408,259 197	－ 未収収益	－ 200	(注8)
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	(所有) 直接 100%	資金の借入 債務保証	資金の借入	1,490,138	短期借入金	400,000	(注10)
				利息の支払	15,010	未払費用	－	
				債務保証	821,199	－	－	
				保証料の受入	430	未収収益	430	(注8)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	摘要
子会社	野村グローバル・ファイナンス株式会社	(所有) 直接 100%	資金の借入 債務保証	資金の借入	2,100,676	短期借入金	915,900	(注10)
				利息の支払	62,263	長期借入金	1,659,875	
				債務保証	2,695,770	未払費用	5,647	(注8)
				保証料の受入	1,082	未収収益	1,083	
子会社	ノムラ・グローバル・ファイナンス・プロダクツ Inc.	(所有) 間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証	498,813	－	－	(注8)
				保証料の受入	568	未収収益	551	
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングスPLC	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付	511,710	短期貸付金	－	(注3)
				利息の受取	34,720	関係会社 長期貸付金	500,791	
子会社	野村ファイナンス・プロダクツ・サービス株式会 社	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付	353,192	短期貸付金	593,000	(注3)
				利息の受取	22,479	未収収益	1,340	(注4)
				劣後特約付コミットメントラインの設定	400,000	関係会社 長期貸付金	345,803	(注5)
				資金の貸付	350,726	－	－	
				コミットメントライン設定料の受入	93	－	－	
子会社	野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	117,700	短期貸付金	125,800	(注3)
				利息の受取	1,099	未収収益	78	
子会社	野村キャピタル・インベストメント株式会社	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付	21,854	短期貸付金	20,000	(注3)
				利息の受取	122	未収収益	25	
関連 会社	株式会社野村総合研究所	直接 20.2%	システムソリュー ションサービス コンサルティン グ・ナレッジサー ビスの購入	情報処理システム利用料等の支払	32,655	－	－	(注11)
		(所有) 間接 2.8%		ソフトウェア等の購入	11,153	未払金	3,511	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 情報処理システム利用料につきましては、当社の原価を基準として合理的に決定しております。
2. 取引条件につきましては、「重要な会計方針」7.収益および費用の計上基準に記載しております。
3. 資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 取引金額および期末残高から注5.の劣後特約付コミットメントラインの設定にかかる取引を除いております。
5. 劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であります。
6. 取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお期末残高は、流動資産その他に含まれております。
7. 情報処理システム開発料につきましては、子会社の原価を基準として取引ごとに合理的に決定しております。
8. 債務保証の内容については、「[貸借対照表に関する注記] 5.保証債務の残高に記載しております。また、それぞれの取引における保証料率は一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。
9. 資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお米国債を担保とした、リバースレオ取引です。
10. 資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、担保は差し入れておりません。
11. 情報処理システム利用料やソフトウェアにつきましては、コンピュータの運営維持にかかる費用やシステム開発にかかる原価を勘案し、取引ごとに決定しております。
12. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

〔単体〕

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	871円28銭
1株当たり当期純利益	44円89銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

(譲渡制限株式ユニットの付与)

2025年5月15日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は55,950,200個（55,950,200株相当）です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し、主に自己株式処分により当社の普通株式等を交付するというものです。

(業績連動型株式ユニットの付与)

2025年5月15日、当社は業績連動型株式ユニット（以下「PSU」）を当社の執行役に付与することを決議いたしました。付与されるPSUの基準株数は769,600株であり、支給率150%を適用した場合の株数は1,154,500株です。PSUとは、付与から3年後に、対象者に対し、業績評価期間における業績指標の実績に応じ、主に自己株式処分により当社の普通株式等を交付するというものです。

(自己株式の取得)

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 取得にかかる事項の内容

①取得する株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

1億株（上限）（発行済株式総数に対する割合3.2%）

③株式の取得価額の総額

600億円（上限）

④取得期間

2025年5月15日～2025年12月30日

(ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。)

⑤取得方法

信託方式による市場買付

（信託契約の締結の時期およびその内容（買付開始時期含む） その他本件自己株式取得に関して必要な事項については、代表執行役または財務統括責任者に一任する。）